

学びあい、育ちあい  
ひびきあう子どもたち

社会福祉法人 蒼生会

幼保連携型認定こども園

モモ・ピノ

小規模保育園

ナナ

2021 年度事業計画

ワクワク

キラキラ

トキトキ

ニコニコ

ウキウキ



## 目次

I	はじめに	
II	法人理念	1
	・理念の三層構造	
	・蒼生会『7つの行動指針』	
III	保育理念	2
	・教育保育目標	
IV	子どもの権利と保護者支援	2
	・子どもの権利に関する園内外の研修	
	・保護者の理解・協働を深めるための取り組み	
V	人材育成	2
	・人事制度の再構築	
	・育成採用計画について	
	・研修計画	
VI	職員体制	5
VII	自己評価について	6
	・保育教諭・保育士等による自己評価	
	・園による自己評価	
VIII	2021年度年間予定	8
	・会議・全体会議・主な行事予定・健康管理	
	・訓練計画・施設管理	

### ●2021年度年間予定表

#### 各園の重点課題および計画

●認定こども園モモ

●認定こども園ピノ

●保育園ナナ



# 2021 年度 児童福祉部事業計画

## I はじめに

2020 年度は、一つひとつの園の強みを生かして自立することにより教育保育の質を高め合うことを目指し、各園での自己評価後、園ごとに計画を策定しました。今年度は、法人経営計画の柱である「統括園モモを中心としたガバナンスの強化と連携」と共に、保育の精神としての保育理念を見直し、3 園の人的・物的資源を最大限に生かし、質の高い保育を目指し学び実践し続ける専門家集団となるため連携組織の基盤作りに取り組みます。

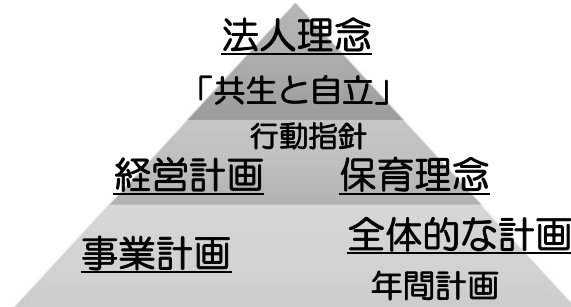
3 園のガバナンスの強化のために、各園事業計画の 1 ページには、法人理念に基づき保育理念と、誰に何を何のために働きかける取り組みの方向を記載しました。日々の業務である具体的な取り組みに埋没すると全体像が見えなくなります。職員一人ひとりの価値観と法人・保育理念等の協働の知識を結び付け、目標を意識し目的を達成していきます。そのため、再構築した人事制度や研修体系には専門家集団として重要である全体を見る目・細部を見る目を養う仕組みにしました。

教育保育の質の向上においては「子ども理解」を共通の軸として、各園の課題に取り組みます。「子ども理解」は、子どもの人権の尊重が根源にあります。認定こども園教育・保育要領や保育所保育指針、基本的な乳幼児の発達と、子どもの姿をもとに、個や集団としての子どもの心の動きや興味・関心、いま育ちつつあることなどを丁寧に読み取ることが必要とされます。そこでは保育者の事実を客観的に捉える力と多様で柔軟な視点を深め、保育を振り返る力を高めることが必須です。子ども理解に向けたプロセスは、質の向上につながり、教育保育の実践をより豊かなものにしていきます。

## II 法人理念

一人ひとりが向上心を持って、目的・目標を達成し、「自立」を目指す。  
そして、自立した人たちによって連帯社会・「共生」社会を形成する。  
「共生」社会の中で、より多くの人たちが「自立」できるように助け合う。  
さらに多くの人たちが「自立」し、より大きな「共生」社会の形成へと繋がる。

### 理念と計画の構造



### 蒼生会『7つの行動指針』

- 1 私たちは、常日頃から互いの立場にたって行動し、お互いを尊重し合える関係をつくります。
- 2 私たちは、日々、同じ大きな目標に向かって進み、同時に、自分の中に小さな目標を立て、行動します。
- 3 私たちは、日々、自己を高める努力を怠りません。
- 4 私たちは、私たちを取り巻く、多くのルールを遵守し、その行動には責任を持ちます。
- 5 私たちは、今いる地域で根を張り、その地域全体が大きく育つように努力します。
- 6 私たちは、常に変化を恐れず、勇気をもって変化を生み出す立場になり、同時に、その変化を受け入れられる、ゆとりを持ちます。
- 7 1～6以外で、一人ひとりが自分にとって大切な行動指針をひとつ定め、それを遵守します。

「

」

### Ⅲ 保育理念

感じたことを自ら考え、  
自らの意志を行動と結びつけることが育まれる保育を実現します。  
そして、誰もが受けいれられ、そこに集う者たちのふさわしい場をつくり、  
誰もが生きる希望をもてる社会を実現します。

#### 【教育保育目標】

- ・心も体も健やかな子
- ・豊かな感性と創造性のある子
- ・生活体験と遊びを通し自分自身と世界を信頼し生きていく力がある子

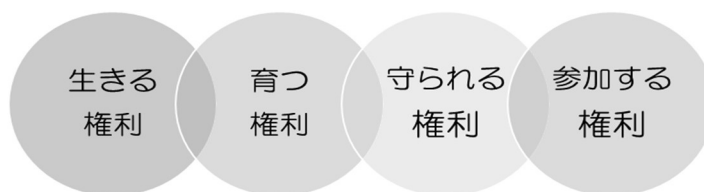
### Ⅳ 子どもの権利と保護者支援

私たちは、家庭での子育ての実践を支えます。

子育ての第一義的責任を有する保護者の自己決定を支え、子どもにかかわるすべての人が、権利の主体である子どもの「最善の利益」を最優先に考えて行動する地域社会を目指し、以下のことに取り組みます。

#### 1. 子どもの権利に関する園内外の研修

子どもの権利条約「4つの柱」



#### 2. 保護者の理解・協働を深めるための取り組み

すくすく成長記録、保育ドキュメンテーション、教育保育への保護者の参画（行事・保育参加・保育者体験）、保育アプリ「キッズリー」で子ども様子・園のおたより・給食に関すること・保健に関すること・行事に関することを配信、連絡帳、カシオペア祭

### Ⅴ 人材育成

#### 1. 人事制度の再構築

人材育成\*1を目的に、2020年度中に人事制度（人事考課、研修体系）の見直しを行いました。2021年度は「運用」、2022年度は「活用」、2023年度は「振り返り」の年とし、個人の目標設定や育成者による達成度の定期的なフォローによる職員一人ひとりのモチベーションや専門性の向上を目指します。\*1 人材育成とは自己教育も含む

段階を経て人材育成を行うために、以下の順で取り組んでいきます。取り組み年度は各園の状況に合わせて行うため、3園共通ではありません。

(1) 人材育成者の養成と並行し若手職員の育成

- ・外部：相模原市中堅研修Ⅱ参加、マネジメント研修参加
- ・園内：会議のファシリテータだけでなく、保育現場での指導含む

(2) 人材育成者が実習担当者になり、実習担当者の育成

(3) 実習指導者の育成

## 2. 育成採用計画について

保育の質を上げるには、保育者自身の客観性や主体性を語り、同僚たちの多様な観る視点を自身の保育に取り入れ、問いをもつ力を育成することが必要であると考えます。そこで保育者一人ひとりに応じた段階的な学びのキャリアラダー、人事制度の再構築を全職員と行いました。

育成においては、子ども理解に基づく保育を、子ども一人ひとりに対し具体的に考える力をつけるため、まずは保育者自身が変わること子どもが変わることを実感するところから始めていきます。保育者ひとり一人が内省し、保育を振り返る力をつけ、自らが気づき変わっていくことが嬉しく、語り合うことが喜びとなる育成を組織的に取り組みます。また、人材育成や採用は入職前から始まっていると考え、下記の体験の場もより良い場になるよう取り組んでいきます。

- ・乳幼児期 …教育保育
- ・中学生 …職業体験・家庭科の保育実習
- ・高校生 …インターンシップ
- ・養成校の学生…ふれ合い体験・保育実習
- ・職員 …入職前研修・園内研修・園外研修

## 3. 研修計画

(1) 研修目的

- ・理念、方針の理論を学び実践する力をつける
- ・専門スキルを身につける
- ・多様なあり方を相互に認め合う力をつける
- ・対話を通し理解し、合意を形成する力をつける
- ・倫理性を持ち、豊かな人間性をそだてる

(2) 階層別の研修目標

- 新人研修 『法人理念・保育理念を理解し、保育の基礎的な力を養う』
- 中級研修 『自ら問いを生み出し、課題を解決する力を養う』
- 上級研修 『組織を育てる力を養う』
- 管理職研修 『未来を保障するための力を養う』

(3) 研修内容

① 階層別研修、園内研修（毎年実施）

OJT は通年各部署において育成し、成長は人事考課にて評価する

階層別研修					園内研修
	新人/基礎	中級/中堅Ⅰ	上級/中堅Ⅱ	管理職	毎年実施
4月	・理事長研修 ・新人①②③④	・シュタイナー 教育基礎編 (全20回)	中堅Ⅱ期 (1年・2年目)		SIDS 人数確認
5月	・新人⑤⑥ ・人事考課とは	・人事考課 (考課者研修)		・ハラスメント	心肺蘇生訓練 防犯訓練① SNS① 誤食訓練 重点課題①
6月	・新人⑦⑧				プール
7月	・新人：接遇	中堅Ⅰ期	・実習		
8月					
9月	・新人⑨		・マネジメント		
10月	・保護者対応、連絡帳他				感染症 冬のおまつり
11月	・手仕事 ・基礎：人権				防犯訓練② SNS② 重点課題②
12月			・自己評価		
1月			・中堅Ⅱ期 (3年目)		
2月				・経営セミナー	
3月					事業計画・全体的な計画

② 各園の重点課題に応じて行う研修

各園の事業計画に記載

③ 専門分野研修

キャリアアップ研修、アレルギー、衛生管理・感染症、給食業務、防災・救命救急、年齢ごとの教育保育、事故予防、苦情要望、保育実習・主幹・主任研修、施設長研修、アウディオパーデ等

④ 自主研修

保育士会・保育連絡協議会研修等、自主勉強会（読書会、保育勉強会）、オイリュトミー

⑤ 外部講師による研修

支援保育、発達相談（臨床発達心理士による相談）

※研修手帳の配布

児童福祉部では、園内外の研修受講履歴を記録するため職員一人ひとりに研修手帳を配布しています。



※自主研修援助制度の適正な運用

キャリアパスに応じた自主研修を受ける場合には、交通費や研修費用を支援する制度があります。

Ⅵ 2021年度 職員体制

2021.4.1 付

1. モモ

	常勤	非常勤
園長	1	
主幹保育教諭	1	
副主幹保育教諭	1	
指導保育教諭	3	
保育教諭	8	7
保育補助		1
看護師	1	1
栄養士	1	
調理師	2	1
事務	1	
ライフサポーター		2
計	19名	12名
合計	31名	

2. ピノ

	常勤	非常勤
園長	1	
主幹保育教諭	1	
指導保育教諭	1	
保育教諭	12	7
栄養士	1	
調理師	3	
事務	1	
子育て広場担当		1
計	20名	8名
合計	28名	

3. ナナ

	常勤	非常勤
園長	1	
保育士	3	7
看護師		1
計	4	8
合計	12名	

## Ⅶ 自己評価について

以下、保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）より抜粋

### 1. 保育教諭・保育士等による自己評価

#### 『子ども理解』～語り合い学びあい～

（1）日常の保育の過程に位置づけられる「保育内容等の評価」

- 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連し、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画が作成されている。  
保育内容等の評価は、これらと連動するものとして、保育活動の区切りとなるような時期を選び一定期間（月・期・年などの単位）の保育の展開・経過に対して行われるとともに、日々（1日・数日・週などの単位）の保育についても行う。
  - ・・・週日案、月案、年間指導計画、個別指導計画等における評価・カリキュラムマネジメント
- 保育を振り返ることにより、子どもの行為・言葉の背景や保育教諭等の関わりなどについて、実践の最中には気がつかなかったことや直感的に感じ取っていたことを意識化する。  
個々の実践の中で得られた子どもや保育についての気づきや理解は、振り返りの過程でのより深い省察や他の職員との語り合いなどを通じて、整理されたり関連づけられたりすることで、次第に体系的なものにしていく。
  - ・・・クラスの振り返りタイム、打ち合わせ、園内研修、職員会議等
- 保育の改善・充実に向けた検討を行う中で、目指すべき方向性やその具体的な手立てとともに、日頃の保育において自分あるいは自分たちの大切にしていることや課題となっていることを、改めて明確化していく。また職員間での対話や協議を通して、組織全体で共有し、さらに、評価の結果とそれを踏まえた取組に関して情報を公開・発信することにより、園の方針や姿勢、現在の状況などについて、保護者や地域住民等からの理解を得ることにつなげていく。
  - ・・・全体会議、公開保育、保育参加、園だより、懇談会、カシオペア祭等
- 評価によって明確化された保育の改善・充実の方策は、全体的な計画や指導計画、研修計画等の作成や見直しに反映し、次の保育の展開に生かす。
  - ・・・園の自己評価、事業報告、次年度の重点課題・事業計画、全体的な計画等

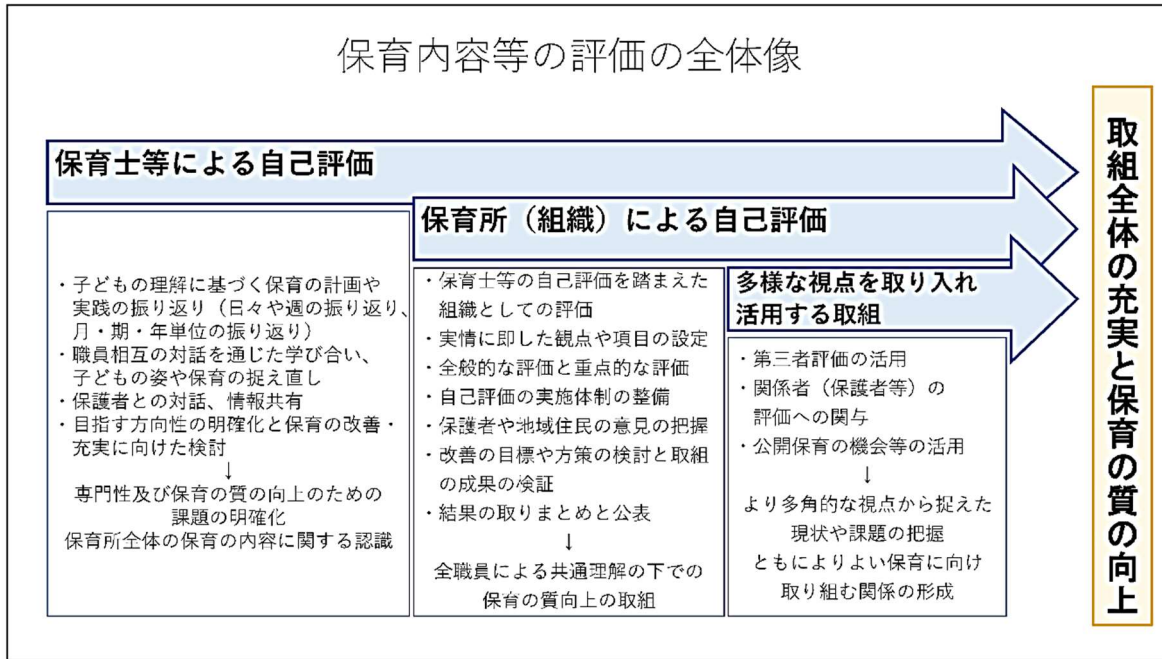
（2）評価の目的

子どもの豊かで健やかな育ちに資する保育の質の確保・向上

（3）保育内容等の評価の意義

- 保育教諭・保育士等が、子どもに対する理解を深め、保育の改善や充実が図られること
- 職員の資質・専門性の向上と職員間の相互理解や協働が図られること
- 評価結果の公表等により、園と関係者（保護者等）の間で子どもや保育についての理解が共有され、両者の連携が促進されること。

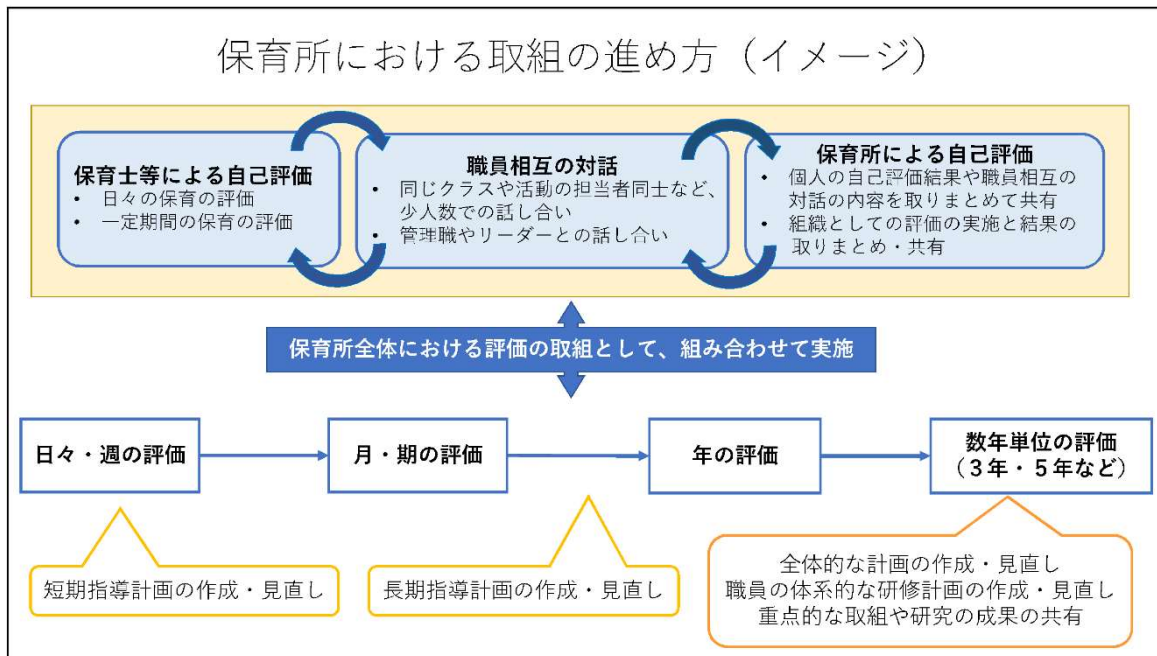
## 保育内容等の評価の全体像



## 2. 園による自己評価

幼保連携型認定こども園教育保育要領（保育所保育指針）に基づく自己評価シート、事業報告にて評価し、次年度の計画に反映させる。

## 保育所における取組の進め方（イメージ）



## Ⅷ 2021 年度年間計画

### 1. 会議

	会議名	参加者・回数
会議	代表者会議 給食会議 ケース会議 CD 会議	クラス代表・13 回/年 (3 月は 2 回) クラス代表・12 回/年 CD・学年担任・2 回以上/年 CD・施設長・(主幹)
打ち合わせ	★ ☆	園長、主幹、副主幹、指導教諭 12 回/年 主幹、副主幹、指導教諭 12 回/年
3 園共通	児童福祉部会議	各園施設長・モモ主幹 12 回/年

会議は①検討事項、②確認事項、③報告事項で構成される。検討事項は月末までに入力をして  
おき、業務削減・時間の有効活用をする。話し合いや研修では付箋を使ったワークやホワイト  
ボードに記入をして、個人のノートを廃止し、情報共有をする方法徹底していく。

### 2. 全体会議

日程	内容	勤務体制
6/5 (土) ナナ 5/29 (土) モモ・ピノ	伝達事項・研修 訓練：非常用滑り台体験・放送設備 ・隠語・心肺蘇生訓練・エピペン トレーナー訓練・防犯訓練 (玄関) SNS	半日勤務 (土曜グループ通常業務者は 一日勤務) モモ・ナナに関しては、会議 中は連携園の職員が保育に従 事する。
11/27 (土) ピノ 11/28 (日) モモ・ナナ	伝達事項・研修・行事準備 (りんごの 庭) 訓練：(園外防犯訓練) SNS	一日勤務
3/12 (土)	伝達事項・次年度の事業計画・研修・ 新年度準備：各部屋の整理・整頓・新 担任にて打ち合わせ	一日勤務 (幼児担任ほか) ま たは半日勤務 午前中卒園式

### 3. 主な行事予定 ※詳細は別紙年間予定表

月	園内行事	保護者参加行事
4	入園の集い・進級のお祝い、春のおまつり	
5	幼児遠足	乳児懇談会、幼児遠足、災害時伝達訓練
6		幼児懇談会
7	夏のおまつり (幼児)	
8		
9	カシオペア祭	引き渡し・引き取り訓練
10	運動遊び (幼児)	運動遊び (幼児)
11	秋のおまつり	保育ウィーク
12	冬のおまつり、りんごの庭 (幼児)、お楽しみ会 (幼児)	
1		懇談会 防犯教室
2	卒園遠足	
3	卒園式	卒園式
備考	誕生会は一人ひとりの誕生日に実施	誕生会 (幼児)

※保育者体験・保育参加「来て見て遊ぼう」の受け入れは感染症の状況を見て開始

※感染症対策により、行事の予定および内容は変更する場合があります

#### 4. 健康管理 ※詳細は別紙保健計画

- (1) 健康診断  
利用開始時の健康診断及び、市の健診マニュアルに則り実施
- (2) 歯科健診  
市の健診マニュアルに則り実施
- (3) 身体測定  
市の健診マニュアルに則り実施
- (4) 尿検査  
年1回実施

#### 5. 訓練計画 ※詳細は別紙「安全計画」

対象月	全職員（全体会議・午睡中）・内容	園児と職員・主な内容 ※外部講師による訓練	
4	広域避難場所への避難	消火訓練・避難訓練	人数確認、避難経路の確保・確認方法
5	心肺蘇生・放送設備・隠語 避難具・2人用抱っこひもの 使用方法 非常用持ち出し袋点検 アレルギー誤食訓練	消火訓練・避難訓練 通報訓練・水消火器訓練	消防署への通報
		災害時伝達訓練	
6	嘔吐時の処理方法	防犯訓練・避難訓練	水害時避難 2人用だっこひもを使用
7		消火訓練・避難訓練	避難カートを使用 避難所へ避難
8		消火訓練・避難訓練	園庭への侵入者
9	（地域）日枝神社大礼祭 災害用品・備蓄品点検 非常用持ち出し袋点検	消火訓練・避難訓練	引き取り・引き渡し訓練
10	（地域）防災訓練	消火訓練・避難訓練	広域避難場所 ※交通安全教室（4.5歳児）
11		消火訓練・避難訓練 通報訓練・水消火器訓練	水消火器を使用した消火 消防署への通報
12		消火訓練・避難訓練	夕方電気不通時
1		消火訓練・避難訓練	防犯教室（5歳児） 日時の予告なし
2		消火訓練・避難訓練	日時の予告なし
3	防犯訓練（園内・園外）	消火訓練・避難訓練	日時、代行予告なし

## 6. 施設管理

内容		担当者
○園舎の修繕 保育室、園舎内外の環境・安全の報告後 適宜修繕又は修繕依頼を行う		事務、主幹
○園内外の環境整備 園児が安全に過ごし、心身の健康と情緒の安定を図る		全職員
園児が安全に過ごせる環境作り	園内外の安全点検-修繕 ・「ひやり-事故」の報告 ・日常清掃-布玩具等の洗濯 ・掃除用具の清潔・布巾類の衛生管理 ・消毒の適切な使用・散歩コースの安全点検-情報共有(散歩マップ作成)・遊具等の点検	
室内外での適切かつ快適な環境作り	適切な気温-湿度の設定 ・グリーンカーテン-すだれの設置 ・遊具等の補充 ・花の植え替え ・雑草取り ・砂場の砂補充	
担当による定期点検		保健衛生・安全対策
○園内外の設備点検・整備		防火管理者
法定点検	年2回 業者による消防設備の点検	委託業者
消防設備点検	年3回 自主点検	施設長、主幹
園内外設備点検	年3回 自主点検	施設長、主幹
日常点検	毎日	全職員
○砂場の細菌検査	年1回(モモ・ナナ)	委託業者
○庭木の剪定	年2回(モモ)	委託業者
○定期清掃	年3回	委託業者
○害虫駆除	年3回	委託業者
○環境衛生検査	年2回	学校薬剤師

幼保連携型認定こども園

認定こども園モモ

2021 年度事業計画

## 目次

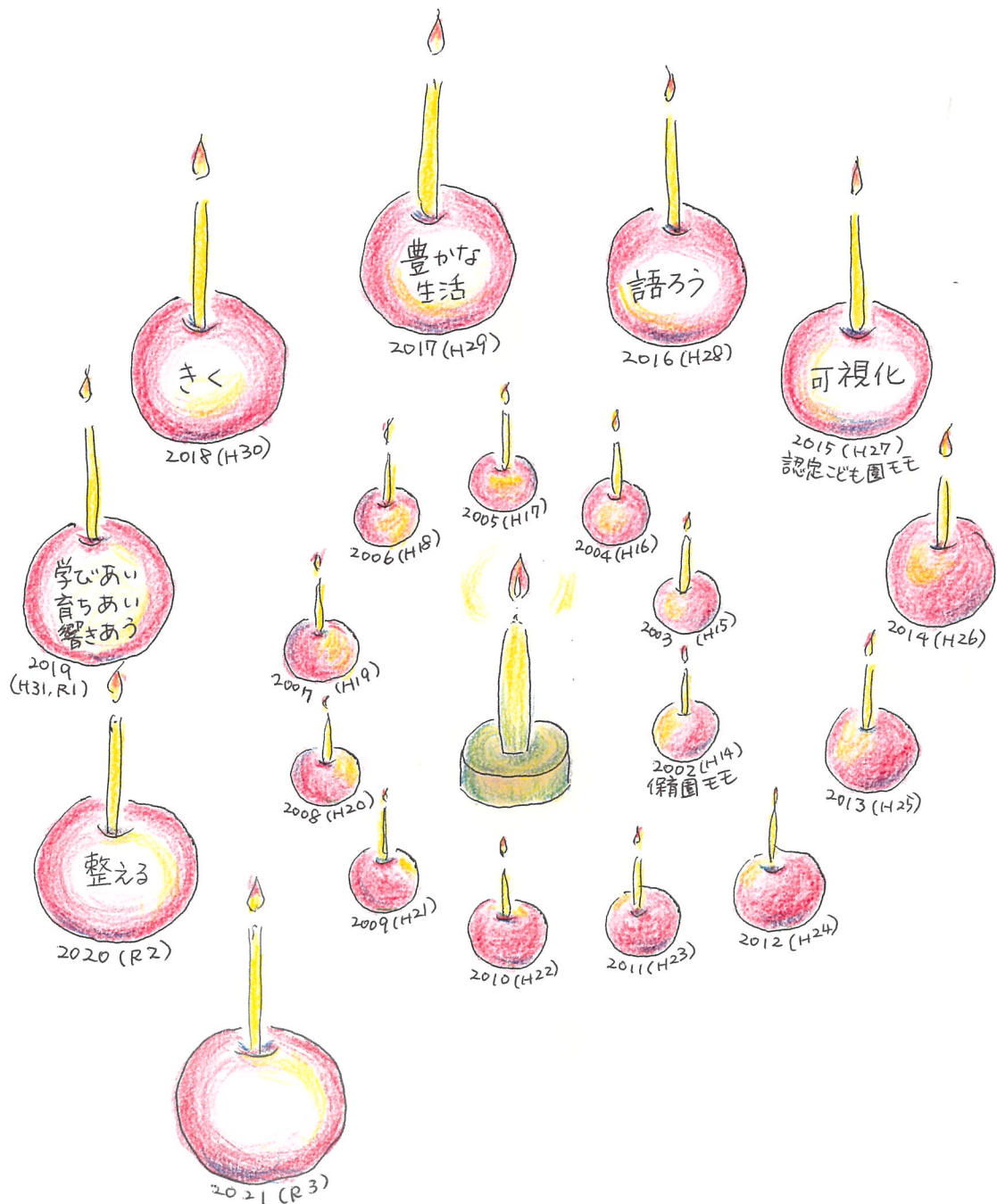
	2021 年度テーマ
P1～3	I 事業計画の作成にあたり II 2021 年度の重点課題
P3～	III 支援保育
P4～	IV 地域子育て支援
添付	全体的な計画
	教育課程



2021年度テーマ

「ともに」

ひとり一人の人格を尊重し、人との関係の中での学びあい、育ちあいを丁寧に取り組んでいきます。



## I 事業計画の作成にあたり

環境を通して行う教育及び保育の意義を理解し、子どもの主体性と保育者の意図や願いのバランスをとり保育実践をするための保育者の資質能力は何か？また育みたい力を持つ子ども像の共有はできているのか？と問いかけ、認識の歩み寄りを行いました。そのために必要な環境は何か等を全職員で考え対話をかさね今年度の事業計画を作成しました。昨年度の到達の視点である。「喜びを持ち他者と共有する。」

「語りたくなる保育者になれたかどうか」は職員ひとり一人が取り組みに手ごたえを感じ到達できたと思います。この実現には時間の確保も課題でありましたが、中堅層のファシリテータ力の向上により、活発な意見交換や話し合いの場での自らの気づきが増え、行動変容に繋がりました。今年度も子ども理解を軸とした取り組みをしていきます。

## II 2021 年度の重点課題

### 課題1 「自分の良さに気づき、自分らしさを発揮できる」 「好きなことに向かって探求できる」環境づくり

#### ○達成するための取り組み方法

「子ども理解」を共通の軸にした会議や省察、環境構成と教材研究

#### ○手立て

- ・月案等の計画及び成長記録の作成
- ・相模原市幼児教育・保育ガイドラインの理解と活用
- ・保育カンファレンス
- ・事例集及び業務マニュアルの作成（作成を通し、環境構成の意図や子どもの最善の利益を学ぶ）

#### ○確認の方法

園の自己評価（半期・年度末に実施）

…幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づく自己評価シート

保育者の自己評価（毎月実施）

…月案に記入



### ○達成の視点

楽しく記録が取れ、喜びをもって他者と共有できたかどうか  
次へとつながる行動へと具体策を見出し、行動をおこせたかどうか。

## 課題 2 「危機管理」

保育分野における危機とは何かを検証しつつ、経験を記憶し、組織としての経験値をあげていく。

### ○達成するための取り組み方法

- ・マニュアルやフロー図の作成
- ・作成を通し安心安全な環境整備を行い、知識技術力を向上させる。
- ・相模原市幼児教育・保育ガイドラインの理解と活用

### ○確認の方法

園の自己評価（半期・年度末に実施）

…幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づく自己評価シート

### ○達成の視点

次へとつながる行動へと具体策を、見出し行動をおこせたかどうか。

## 課題 3 「人材育成」 再構築した人事制度の周知と運用

基礎力を培い、「問い」を持ち、考え続ける力の育成をめざします。

### ○達成するための取り組み方法

2021 年度：人材育成者の養成と並行し、若手職員の育成

外部：相模原市中堅研修Ⅱ参加、マネジメント研修参加

園内：会議のファシリテータだけでなく、保育現場での指導含む

2022 年度：人材育成者が実習担当者になり、実習担当者の育成

2023 年度：実習指導者の育成

### ○確認の方法

園の自己評価（年度末に実施）

…幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づく自己評価シート

保育者の自己評価（毎月実施）

…月案に記入

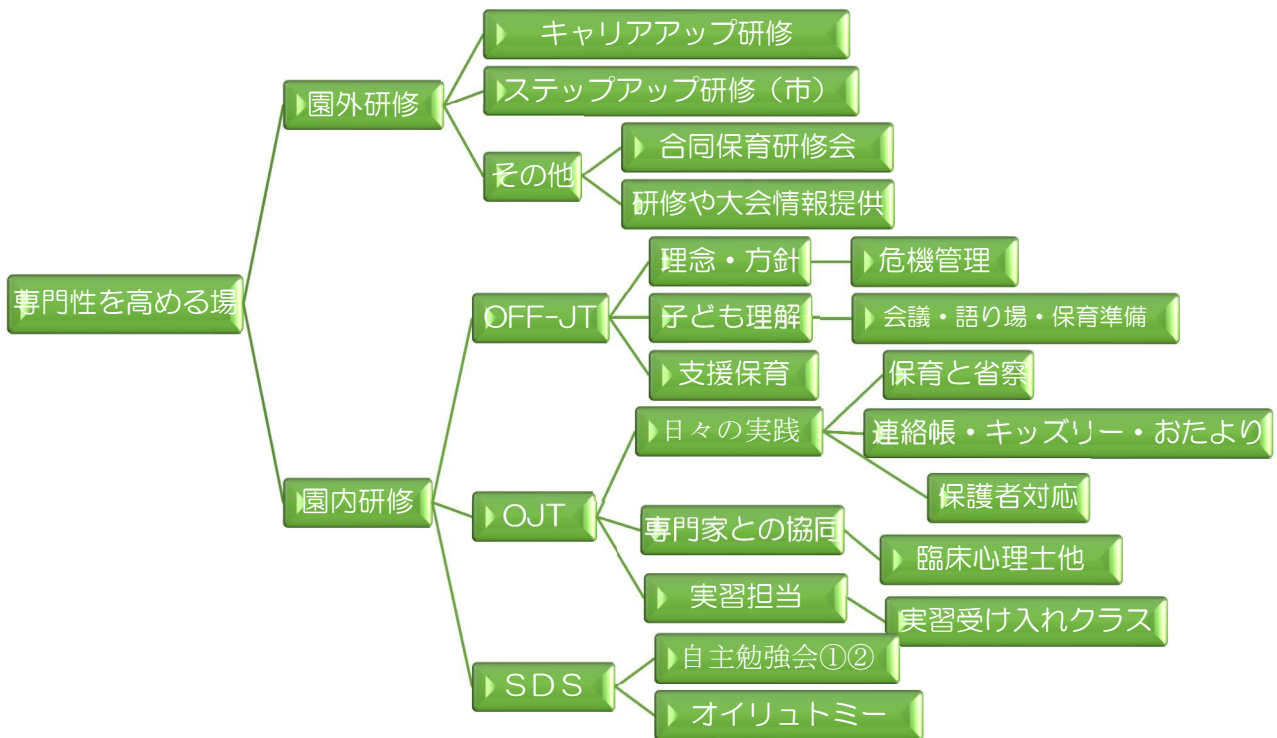
年二回の人事考課

…振り返り面談も含む

## 取り組むための場の工夫

昨年度は取り組むための時間の工夫とし、通信等、手紙を保育アプリでの配信に変更した。さらに、伝達の会議を廃止し、事前入力、意見を付箋に書いて持ち寄ることで時間短縮、有効化を図る等取り組み効果が出た。今年度は場の活性化のため、その場に集う参加者が主体的に場の活用ができるよう、中堅研修Ⅱ又はマネジメント研修受講者がファシリテートしていく。

## 専門性を高める学びの場



## Ⅲ 支援保育

障害の有無に関わらず、子どもにとって配慮が必要な場面が何かを理解し、子どもが安心して自己発揮できるよう取り組む。

### 1. 研修事業

指定園として、市内こども園、保育園等の幼稚園の相談機関及び研修の場を提供していきます。

研修予定内容：子どもの発育・発達をふまえた発達障害の理解他 年間2回実施

### 2. 研究事業 「チームで支援する、ケースカンファレンス(園内)のあり方について」

自分が知らなかった子どもの姿を知ったり、自分にはなかった育ちの視点に気付いたりして、子ども理解を深めます。保育者の援助や環境の構成力を高め、チームで(園全体)で取り組めるケースカンファレンスを模索していきます。

## IV 地域子育て支援

各園の専門性や地域性を十分に考慮し、地域において必要と認められる支援を適切に実施するように取り組む。

### 1. 一時保育事業の実施

#### ① 「一時預かり型・特定保育型」

利用者のニーズにできるだけ合わせ、短時間でも積極的に受け付けていく。利用する家庭の事情や保護者の育児負担が見られる家庭には一時保育の利用前に園庭開放や子育て広場の利用を勧めていく。問い合わせの電話が育児相談につながるケースには臨機応変に対応したり、保護者と直接会って話をする機会を設けたりして地域の保護者支援、子育て支援をしていく。

目標：日常生活において自分の人生の主人公になれるように、自己選択・自己決定を行なう力をつけ、保護者自身が生活や環境をよりよく調整できる支援をする。

### 2. 子育て広場について

今年度は感染症対策を取りながら、対面式・非対面式を取り入れていきます。昨年度、非対面の取り組みとして、身近にある素材で手作りできる飾りの作り方を材料と共に郵送し、地域の方と園がつながれる工夫をしました。

地域に住む子育て家庭のニーズに遊び場が求められています。昨年度の園庭開放は、人数を限定し感染対策を取りながら実施した月がありましたが、コロナ禍で出かける先もなく、育児に悪戦苦闘していた方が家庭内での育児から解放され、リラックスできる空間となり、大変好評でした。毎年利用後（遊んだあと）保育者との気軽な語らいが子育てを支えていく場になっています。

心配事の多くは食事であり、具体的にどんな食材で進めていくか等、育児不安を抱え込まず話せる相手がいることが安心感となり、個人の育児相談へとつながると考えています。「離乳食の作り方・進め方」は子育て広場の定番として継続していきます。今年度は栄養士とも連携とりながら進めていきたいと思います。参加対象者は妊婦さんからも参加できるように、対象者の枠を広げています。

恒例となっている相模女子大学教授トート・ガーボル氏による「発達体操」では、オムツ替えの仕方や抱っこの仕方ひとつで子どもの発達が促せることがわかり、親子が日頃の関わりの中で行なえる内容であるため、毎回キャンセル待ちがでるほど好評を得ています。今年度も2回実施し、同日に職員研修も行い、保育者自身が学びを深めています。

美味しいスープを作るには、時間をかけて目を離さず、心を離さず煮込んでいく必要があります。子育てと一緒にです。手をかけ、心を掛け、丁寧に人や物に関わることを大切にしたいと思っています。昨年度より広場の名称が「ひだまり」から「コトコト」に変更しましたが、全職員が変更理由を十分に周知し、保護者に寄り添いながら子育て支援・保護者支援の担い手をなれることを目指します。

## ②「子育て広場「コトコト」

月	交流事業（毎月 1 回以上）	講座（3 回以上）
4 月	羊毛で春色コースターを作ろう	
5 月	小枝に羊毛を巻いて	
6 月	虫よけスプレー作り 郵送の場合はたたき染め	
7 月	離乳食の作り方・進め方 （妊婦・生後 6 か月頃まで）	
8 月	マッチ箱で秘密の小箱づくり	
9 月	ローズウインドウを作ろう	
10 月	風にくるくるモビール作り	
11 月	トランスパレントで窓辺を飾ろう	オルガネット演奏会
12 月	冬の飾り作り（ヒンメリ）	発達体操
1 月	パステルを使って色の世界を楽しもう	発達体操
2 月	離乳食の作り方・進め方 （妊婦・生後 6 か月頃から）	
3 月	離乳食の作り方・進め方 （妊婦・生後 6 か月頃まで）	

### ○園庭解放日（週 1 回以上）

水・木 時間 9 時半～11 時

予約あり、1 日 2 名まで。（前年度後半からコロナ対策として予約なし）

### ○育児相談

広場担当者がある時は随時受付。

子育て広場や一時保育利用時に育児についての話題が出た時に対応するほか、子育て支援をしていく必要性を感じた場合は、「育児相談」の時間を取って話すことを提案していく。

## 3. 地域との連携体制

○3 園の子育て広場及び相談支援担当者の連携

○子育て広場の参加者や見学者への 3 園の情報提供と周知

○地域の関係機関との連携



私たちの思い	こどもの肌にふれるもの、手にするもの、食べるもので体が作られていきます。心が見るもの、聞くもの、感じたりすることで人としての深みがまわっていきます。園は単なる生活の場ではありません。子どもたちが自分自身を作り上げていく場です。だからこそ私たちは、子どもたちにとって栄養となる物や事柄を丁寧に選び場を整えることを大切にしたいと思っています。そして子どもたちがその子らしく育つ権利を保障され、子どもに心を寄せ、子どもの願いに心を合わせ、子どもが安心して過ごせる園でありたいと思っています。
事業の目的	①教育・保育 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満3歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう、教育を行うことを目的とします。 ②教育保育実習等の養成に関わること 養成校や小中高学校との密接な連携のもと、多様な教育実習の在り方を実施と保育実習の実施をします。 ③研究及び研究協力 保育に関わる園内研究及び外部の研究協力をします。 ④社会貢献 家庭や地域社会と連携し、子育て支援や地域社会の保育教育力向上のため貢献します。
法人理念	「共生と自立」 園児: 集団生活の中で楽しく、健やかに生き、生活習慣を身につけていく 職員: チームワークを持って仕事に励み、創造性を持ち、自己啓発すること
保育理念 (事業運営方針)	感じたことを自ら考え、自らの意志を行動に結びつけることが育まれる保育を実現します。 誰もが受け入れられ、そこに集う者たちのふさわしい場を作り、誰もが生きる希望をもてる社会を実現します。
教育・保育方針	・養護の行き届いた環境のもとで様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る ・一人ひとりの子どもの育ちを大切に、発達特性や過程に応じ、園児が主体的に活動できるよう体系的組織的な教育保育を行う ・常に保護者と成長の喜びを共感し合い、協力し合って教育保育をしていく ・異年齢保育の中での育ち合いや伝え合い(まねる、伝承)を大切にする
園の教育・保育目標	・心も体も健やかな子 ・豊かな感性と創造性のある子 ・生活体験と遊びを通して自分自身と世界を信頼し生きていく力がある子
保育時間など	●1号認定/8:30~13:00 ●2・3号認定/7:00~18:00(保育短時間認定 8:30~16:30) *延長保育時間/月~金 18:00~19:00 (満3歳以上は、教育課程に係る1日4時間年39週を下らない学校教育+その他の教育及び保育)
主な園行事及び園事業	●入園の集い・進級のお祝い ●春のおまつり●幼児遠足●夏のおまつり(幼児)●プール開き・プール納め●カシオペア祭 ●運動遊び(幼児)●秋のおまつり●冬のおまつり●卒園遠足●卒園式●全園児歯科健診・内科健診(基本4月・10月) ※誕生会は一人ひとりの誕生日に実施
教育及び保育の基本と目標	(1)活動体験を十分に積み重ねる (2)養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開 (3)遊びを通じた指導を中心として5領域のねらいを達成 (4)園児一人一人の発達の課題に即した指導→カリキュラム・マネジメントの徹底/認こ法第9条の目標達成に努める

基本(1)活動体験を十分に積み重ねる (2)養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開 (3)遊びを通じた指導を中心として5領域のねらいを達成 (4)園児一人一人の発達の課題に即した指導→カリキュラム・マネジメントの徹底/認こ法第9条の目標達成に努める

子どもの教育及び保育目標(学年の重点)	乳児	1歳児	2歳児(満3歳含む)	3歳児	4歳児	5歳児
生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ	行動範囲が広がり探索活動を盛んにする	象徴機能や想像力を広げる	身近な仲間や自然等の環境と積極的にいかかわり、意欲を持って活動する	信頼感を深め、仲間と共に感情的に活動し、体験を積み重ねる	集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる	
■養 生命の保持	●生理的欲求の充実を図る	●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康的な生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上
■護 情緒の安定	●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成	●あたたかなやり取りによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●自己肯定感の確立と他者の受容	●心身の調和と安定により自信を持つ

◎ねらい及び内容並びに配慮事項		(この教育は教育課程に係る1日4時間、年39週を下回らない学校教育のこと)					
		乳児保育(三つの視点)	1歳児(満1歳以上)保育	2歳児(満3歳未満)保育	3歳児(満3歳以上)教育・保育	4歳児教育・保育	5歳児教育・保育
◎教育及び保育	伸びやかに育つ	●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活のリズム ●感覚の芽生え	健康 ●歩行の確立による行動範囲の拡大	●排泄の確立 ●運動、指先の機能の発達	●意欲的な活動 ●基本的な生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲
	身近な人と気持ちよく通じ合う	●特定の大人との深い関わりによる愛着心の形成 ●喃語の育みと応答による言葉の芽生え	人間関係 ●周囲の人への興味、関心の広がり	●自己主張の表出 ●友達との関わりが増大	●道徳性の芽生えと並行遊びの充実	●仲間との深いつながり	●社会性の確立と自立心の育成
	身近な環境への興味を持つ	●身のまわりの環境への興味を持つ	環境 ●好奇心が高まる	●自然事象への積極的な関わり	●身近な環境への積極的な関わり	●社会事象への関心の高まり	●社会、自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ
	身も心も育つ	●身体の諸感覚認識による表現	言葉 ●言葉の獲得 ●話しはじめ	●言葉のやり取りの楽しさ	●言葉の美しさ、楽しさへの気付き ●生活の中での必要な言葉の理解と使用	●伝える力、聞く力の獲得	●文字や数字の獲得による遊びの発展
		表現 ●いろいろな素材を楽しむ	●象徴機能の発達とイメージの膨らみ	●自由な表現と豊かな感性の育ち	●豊かな感性による表現	●ダイナミックな表現 ●感動の共有	

※要領上は乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。  
※2歳児は、満3歳の誕生日を迎える前は保育、それ以降は教育及び保育に位置付けられる。  
※乳児は三つの視点、幼児は5つの領域で区分されている(基本的事項を十分に参照)。



■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿<sup>10</sup> ア 健康な心と体 イ 自立心 ウ 協同性 エ 道徳性・規範意識の芽生え オ 社会生活との関わり カ 思考力の芽生え  
キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現



■教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱		
知識及び技能の基礎	思考力、判断力、表現力等の基礎	学びに向かう力、人間性等
ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かち合ったり、できるようになる	イ 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする	ウ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする

(保育目標・保育の内容とともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)  
幼保連携型認定こども園教育・保育要領の各章とマークの対応  
第1章=■ 第2章=◎ 第3章=★ 第4章=◆

認定こども園モモ 2021年度 教育及び保育の内容に関する全体的な計画 2/3

2021年3月1日現在

<p>■教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標</p>	<p>教育・保育の基本については要領の4つの事項を重視する。目標は生活を通して、生きる力を育成するように認定こども園法第9条に規定する教育及び保育の目標の達成に努める。</p>
<p>■教育及び保育において育みたい資質・能力</p>	<p>教育及び保育の基本を踏まえ、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力の3本の柱を一体的に育むよう努める。これは第2章のねらい及び内容に基づく活動全体で育むものである。</p>
<p>■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</p>	<p>第2章のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれた園児の修了時の姿であり、保育教諭等が指導を行う際に考慮する。10項目とそれに対応した46細目がある。</p>
<p>■小学校との接続</p>	<p>創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う。小学校教育への円滑な接続に向けてアプローチカリキュラムの改善を図る。                  ●園児と学校・児童の気軽な交流の場作り(散歩でのおたより交換)                  ●年長児の学校見学・交流会、園職員の「学校へ行こう週間」の参加、学校職員の保育者体験の受け入れ                  ●就学先への申し送り、幼保連携型認定こども園園児指導要録の送付                  ●保幼小中一貫教育に鑑み、教師との意見交換や合同研究の機会を図る(幼保小連携会議年2回)</p>
<p>■家庭との連携</p>	<p>●園児の生活全体を豊かにするために家庭との連携を密に図る。                  ・園の方針について理解を得て、家庭と連携した保育を試みる。(入園説明会や懇談会、園のしおり・HP等)                  教育及び保育の全体計画内容についてはおたより、保育アプリによる保育の配信、面談、連絡帳、連絡帳、すくすく成長記録(幼児)等。                  ・食アレルギー児の情報共有・連携。                  ●保護者参加:懇談会、面談、幼児遠足、引き取り・引き渡し訓練・災害時伝達訓練、運動遊び(幼児)、保育ウィーク、誕生会(幼児)、保育参加、保育者体験</p>
<p>■特に配慮すべき事項／発達の連続性と養護</p>	<p>・入園した年齢により集団生活の経験年数が異なる園児や在園時間や多様性に配慮するとともに、多様さから学びが起ころ深まるように努める。                  ・発達の連続性を考慮した家庭や他の保育施設との連携や引き継ぎ。                  ・満3歳未満児の個人的指導、満3歳以上児の集団教育に加え、異年齢児の触れ合いの時間ももつ。                  また、集中して遊ぶ場やくつろぐ場の調和を図る。                  ・養護は生命の保持と情緒の安定を図りながら教育・保育を展開する他、特別な配慮を要する園児の指導に努める。</p>
<p>■カリキュラム・マネジメントと園児の理解に基づいた評価</p>	<p>・上記の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ全体的な計画を作成するとともに、その実施状況を評価し改善をするなど園全体の教育及び保育活動の質の向上を図る。                  ・園児の評価にあたってはよさや可能性を把握するとともに、その評価書の妥当性を考える。また、小学校への引き継ぎとする。</p>
<p>★環境、衛生・安全管理、事故防止</p>	<p>●施設内外の設備点検、用具等の清掃及び消毒、安全管理(室内定期床清掃、フィルター定期清掃、庭木剪定、砂場検査)                  ●日常清掃、子ども及び職員の清潔保持。入室前の手洗いの徹底や定期的な換気により感染症の拡大防止に努める。                  ●感染症対策ガイドラインに基づく適切な対応の実施及び保護者との情報共有                  ●保健所立ち入り検査                  ●年間安全計画の作成                  ●事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインに基づく安全管理、研修                  ●SIDS防止のための呼吸チェック(0～1歳児)                  ●職員の防犯、心肺蘇生・救急法 アレルギー児対応訓練                  ●ヒヤリ・ハットの共有                  ●プール遊び実施前に職員による安全防止策の周知                  ●危機管理マニュアル、安全マニュアルの整備と周知                  ●衛生管理マニュアルの整備と周知                  ●新型コロナウイルス感染症対策のため、感染症対策委員会の設置</p>
<p>★食育の推進</p>	<p>5領域との相関性を構築する。                  ●栄養バランスを考えた自園給食の提供                  ●食物アレルギーのある園児に対する除去・代替え食の提供                  ●全園児へ炊きたて米飯の提供                  ●行事食の提供                  ●食物、菜園づくりの実施、収穫                  ●おやつづくり(調理)の実施(3.4.5歳児)                  ●年間食育計画の作成                  ●離乳食試食会やおやつ試食会</p>
<p>★災害への備え</p>	<p>●避難訓練(火災、地震、不審者想定)の実施(毎月)                  ●消火訓練の実施(毎月)、水消火訓練の実施(職員年1回)                  ●大規模震災予知対応型訓練(保護者引き取り訓練、年1回)                  ●防災連携園交流・合同訓練、災害時乳幼児ステーションの開設                  ●消防署による視察                  ●日常点検(毎日)、自主点検(年2回)、外部業者による消防設備点検、(年2回)                  ●被災時における対応と備蓄 ※年2回外部業者による消防設備点検                  ●水害訓練(年1回)、通報訓練(年2回)の実施</p>
<p>★健康支援 状態把握・増進・疾病対応</p>	<p>●市の健診マニュアルに基づいた身体測定、頭囲・胸囲測定 健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握及び園医との連携                  ●年2回の嘱託医による健康診断(内科・歯科)                  ●尿検査の実施                  ●年2回の学校薬剤師による環境衛生検査                  ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応                  ●年間保健計画                  ●年1回職員健康診断及び毎月の検便(栄養士・調理員・調乳担当者)                  ●保健だよりの配信                  ●家庭での健康状態の把握、保健指導(手洗い・うがい・歯磨き・スキンケア等)                  ●感染症の早期発見・早期対応、発生及び対応に関する情報提供</p>
<p>◆子育ての支援</p>	<p>主幹保育教諭を中心として学校としての教育及び児童福祉としての保育並びに子育て支援の有機的な連携を図り、子どもの成長に気付き、子育ての喜びが感じられるよう子育て支援に努める。                  一号の預かり保育は子どもの発達、健康状態と家庭の必要性に応じ受け入れをし、2号子どもとの充実した教育保育を展開する。                  ●保育アプリ「キッズリー」の投稿                  ●入園のしおり・パンフレットの配布                  ●個別面談、保育参加、保育体験の随時参加受付                  ●保護者との連携協力                  ●給食だよりによる食育への理解                  ●危機管理体制の揭示                  ●その他緊急を要する情報の通知 保護者における総合的な子育て支援を推進するとともに、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たす。また、地域社会の子育ての実践する力や継承につながるよう配慮する。                  ●子育て広場「ひだまり」                  ●子育て相談                  ●一時預かり保育・特定型保育                  ●各種子育て講座の開催</p>



虐待防止	家庭における虐待や不適切な養育の早期発見報告通報・及び職員による虐待の予防
地域の実態に対応した保育事業と行事への参加	人的物的面の確保、保育教諭の確保により乳児保育を含む3歳未満児保育、一時保育の受け入れを推進し、対応する。地域性・専門性を考慮した講座開催による地域学推進と共に、自治会事業への参加。 ●カシオペア祭(園の教育保育の掲示・展示・体験会) ●保育実習、ふれあい保育体験、中学生職業体験、インターンシップ(高校生)、学生ボランティアの受け入れ
自己評価等	●園の評価(全体の反省による計画・教育課程への反映)の実施と公表 ●保育教諭等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施と業務マニュアルの作成・習得 ●自己評価の共有と改善アクション ●第三者評価の理解
社会的責任	就学前の子どもに幼児保育を提供し、地域における子育て支援の実施。
情報公開・説明責任	本園が実施している教育保育内容に関する事項について、情報を開示する。また、円滑に利用できるように、一方的な説明でなく、わかりやすく応答的な説明をする。
苦情処理・解決	苦情解決責任者の下に、苦情解決担当者を決め、苦情受け付けから解決までの手続きを明確化する。苦情を通し、自らの教育保育や保護者への対応を振り返り誠実に対応する。
特色ある教育と保育	●シュタイナー教育による養護と教育が一体となった、豊かできめ細かい教育保育活動を展開 ●環境作りにおいて、あたたかさや本質の感じられる工夫(自然素材、手作り玩具、ガラス食器等) ●一人ひとりの誕生会。幼児は曜日ごとの活動(身体づくり、音楽、水彩、手仕事、おやつ作り)と遊びによる総合的な学び ●異年齢での育ち合い ●素話、絵本、音楽、身体を通じた表現活動
研修計画	研修目的:・ <b>子どもの人権・子ども理解と発達に応じた環境構成</b> ・シュタイナー教育 ●全体会議での全職員研修 ●児童福祉部キャリアパスに応じた、 <b>階層別</b> の園内外研修 ●自主研修
人権尊重	基本的人権(宗教、国籍等を含む)を尊重する。児童の最善の利益を考慮する。児童及び保護者を個人として尊重する
情報保護	認定こども園法と児童福祉の精神に基づいた教育保育事業を遂行する為、名前・生年月日・健康状態等の個人情報を当園の教育保育方針の範囲内で適切に扱う
在園時間の長短 長時間保育への配慮	<b>在園時間が異なることや、睡眠時間は園児の発達状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮する。</b> 教育時間と保育時間の内容や展開について工夫し、集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和により、一日の自然な生活の流れを作り出す。 <b>長時間にわたる教育及び保育について、園児の発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分に配慮して、保育内容や方法、職員の体制、家庭との連携をはかる</b> ●早朝・延長保育担当の配置
支援保育	インクルーシブ保育の実践、インクルーシブ保育技術等の研究、市内コーディネーター対象の研修開催
重点課題	課題1「自分の良さに気づき、自分らしさを発揮できる」「好きなことに向かって探求できる」環境づくり 「子ども理解」を共通の軸にした会議や省察、環境構成と教材研究 課題2「危機管理」 保育分野における危機とは何かを検証しつつ、経験を記憶し、組織としての経験値をあげていく。 課題3「人材育成」再構築した人事制度の周知と運用 基礎力を培い、「問い」を持ち、考え続ける力の育成をめざします。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の各章とマークの対応 第1章＝■ 第2章＝◎ 第3章＝★ 第4章＝◆

# 認定こども園モモ 2021年度 教育課程

《第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにする》

「非認知能力」「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の重視

年 齢		2歳(満3歳)児	3歳児	4歳児	5歳児	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	こども園/教育・保育において育みたい資質・能力	小学校以上/教科横断的・総合的に育成すべき様々な資質・能力
教育目標(学年の重点)		象徴機能や想像力を広げる。	身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲を持って活動する。	信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする。	集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる。			
領 域	ね ら い	内 容				10項目(46細目は別表)	資質・能力の3本の柱	資質・能力の3本の柱
健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。	●排泄の確立 ●運動、指先の機能の発達	●意欲的な活動 ●基本的生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲 ●安全で安定感のある行動	ア 健康な心と体 イ 自立心 ウ 協同性	個別の「知識及び技能の基礎」 ・基本的生活習慣の獲得 ・規則性、法則性、関連性等の発見、様々な気付き、発見の喜び ・身体感覚の育成・日常生活に必要な言葉の理解 ・身体的基礎や芸術表現のための基礎的な技能の基礎の獲得等	個別の「知識や技能」(何を知っているか、何ができるか)
	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。 (1) 幼保連携型認定こども園の生活を楽しく、自分の力で行動することの充実感を味わう。 (2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。 (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。	●自己主張の表出 ●友達との関わりが増大	●自分でしようとする意志 ●道徳性の芽生えと平行遊びの充実	●仲間との深いつながり ●相手の思いへの気付き	●社会性の確立と自立心の育成 ●自分で考え自分で行動 ●友達と意思の共感			
人間関係	周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。 (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 (2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。	●自然事象への積極的な関わり	●身近な環境への積極的な関わり ●身近なものを大切にすること	●社会事象への関心の高まり ●工夫して遊ぶ楽しさ	●社会、自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ ●物の性質や仕組みへの興味と関心 ●数量、図形、標識、文字、国旗への関心	エ 道徳性・規範意識の芽生え オ 社会生活との関わり カ 思考力の芽生え	「思考力、判断力、表現力等の基礎」 ・試行錯誤、工夫 ・予想、予測、比較、分類、確認 ・ほかの幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさ ・言葉による表現、伝え合い ・振り返り、次への見直し、自分なりの表現等	「思考力、判断力、表現力等」(知っていること、できることをどう使うか)
	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになってともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育教諭等や友達と心を通わせる。	●言葉のやり取りの楽しさ	●言葉の美しさ、楽しさへの気付き ●生活の中での必要な言葉の理解と使用	●伝える力、聞く力の獲得 ●絵本や物語への親しみ	●文字や数字の獲得による遊びの発展 ●体験によるイメージや言葉の広がり			
環境	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。 (1) いろいろなもの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	●いろいろな素材を楽しむ	●自由な表現と豊かな感性の育ち ●感動体験を伝え合う楽しさ	●豊かな感性による表現 ●心を動かす出来事による想像力と感性の獲得	●ダイナミックな表現 ●感動の共有 ●体験を通じた表現	キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現	心情、意欲、態度「学びに向かう力、人間性等」 ・思いやり ・安定した情緒 ・自信 ・相手の気持ちの受容 ・好奇心、探究心 ・葛藤、自分への向き合い、折り合い ・話し合い、目的の共有、協力 ・表現に対する喜び ・色、形、音等の美しさや面白さに対する感覚	「学びに向かう力、人間性等」 情意・態度に関わるもの(どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)
	教育及び保育の内容の工夫を図る。 園児と小学校の児童の交流の機会を設ける。 小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設ける。	満3歳未満と満3歳以上の子どもが混在する中で一体的に教育及び保育が行われるという観点から、実際の教育及び保育の現場においては月齢差を考慮した関わりと見直しをもって園児と接する。	3歳児進級・入園児の環境の変化においては、基本的生活習慣の確立とともに集団生活の中でのきまりや他児との関わりを配慮する。幼児クラスとしての様々な活動の導入時期であり、丁寧な個別指導を行う。	4歳児クラスは、個を大切にしながら集団で活動する力へと結びつくように、子ども達主体の体験や異年齢交流を取り入れ、後期になったら対外的な行事への参加を積極的に行い、積極的な表現活動を促すようにする。	5歳児クラスでは小学校に向けて認知活動とともに非認知活動を深め、自立に向けて取り組む。例／荒馬、異年齢活動、お楽しみ会、ひなぎくパーティ等 ・アプローチカリキュラムの推進 ・小学校への要録提出			
※備考	※小・中学校との接続に考慮し、自治体の教育施策を踏まえた園づくりを進め、保幼小中一貫教育の最初の教育及び保育の指導にあたる。	※カリキュラム・マネジメントに努める。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ全体的な計画を作成し、人的物的面の確保等をして、組織的、計画的に教育及び保育活動の質の向上を図っていくことを指す。	※幼児教育とは環境を通して行う教育をいう。発達に必要な体験、自発的な活動としての遊びは発達の基礎を培う重要な学習である。	※5領域のねらいは心情、意欲、態度を示しているが、本来は心情、意欲、態度等を5つの領域で教育しているということである。	※領域、育ってほしい姿、資質・能力も遊びを通して総合的な指導によるものである。	※ねらいは、幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。 ※各領域は、これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。内容の取扱いには、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項である。 ※資質・能力の3本の柱は相互に関連し、例示は5領域の「ねらい及び内容」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」から主なものを取り出したものである。		
対象者等	1号認定(満3歳以上で教育認定を受けた者)及び2号認定(満3歳以上で教育及び保育認定を受けた者) ※特別な配慮を必要とする園児に対する指導について、十分配慮する。 ※指導の重点としては、学年の重点事項とともに、それぞれの個人の重点を定め、集団の中で幼児教育の指導を受ける。その際、共同作業しながら友達等との人間関係や非認知スキルの育成に努めるように教育する。			発達過程とクラスの相関性	0・1・2歳児3クラス及び3歳児～5歳児の各1クラス計6クラスで保育をする。 ※新要領の改訂の趣旨を捉え、教育・保育に当たるようにする。さらにシュタイナー教育による養護と教育が一体となるきめ細かい教育保育活動を展開する			
教育時間等	1日4時間(8時30分～13時00分) ※年間39週を下回らない。 ※園児一人一人の発達の理解に基づいた評価→職員の評価も含めた自己評価の確立。			教育5領域との整合性	幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章「ねらい及び内容並びに配慮事項」に鑑み、各領域が示す目的にそって教育及び保育を進める。その際、総則を前提とした配慮を行う。三つの資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングを用い、認知能力とともに非認知能力を大事にする。			

幼保連携型認定こども園  
認定こども園ピノ

2021 年度事業計画

## 目次

P1~2	I 事業計画の作成にあたり II 2021年度の重点課題
P2~4	III 地域子育て支援
添付	全体的な計画
	教育課程



## I 事業計画作成にあたり

2020 年度は重点課題「一人ひとりの育ちのプロセスを大切に保育の実現」の取り組みにより、子ども理解を図るため保育者同士が語り合う時間が増えました。しかし、個々の特性や発達に対して支援・配慮をするという視点で保育を振り返る傾向にあったことが、自己評価よりみえてきました。園児が自分なりに人や環境とかかわる中で様々に心を動かし、新しいこととの出会いの中で、自分なりに考え表現する楽しさや喜びに気づくこと。そうした子ども自身の“育とうとする力”を捉え、引き出すという保育の基本に立ち返ることが必要でした。そこでは園児の行動にあたたかい関心を寄せ、心の動きに応答する保育者の存在と、「子ども理解」を軸とした保育の実践が無ければなりません。

2021 年度は、子ども理解をもとに「環境を整える力」を手がかりに専門性を高め、育てたい子ども像より「人とかかわる力」を育む保育の実践に取り組みます。そして保育者が対話のなかで気づきを共有し、自分とは異なる多様な視点を取り入れながら、問いをもって自律的・主体的に保育活動を展開する楽しさや喜びを醸成し、質の向上のために学び実践し続ける園を目指します。



## II 2021 年度の重点課題

### 課題1 「面白そう」「やってみたい」と子どもの心が動く環境（物的・人的・事柄）作り

#### ○達成するための取り組み方法

「子ども理解」を共通の軸にした記録の作成、振り返り、計画、実践

記録へのアプローチ : 週・日案の新書式の活用（子ども理解と保育の PDCA を結ぶ新書式の作成は令和 2 年度中に実施）

振り返りへのアプローチ : 2020 年 3 月の全体会で、教育保育要領を読み解く研修を実施。通年、教育保育要領の内容の取扱いを手立てに視点を捉え深めながら、クラスでの振り返りタイムを実施する。保育や子どもを観る多様な視点と専門性を高める取り組みとして発達相談（通年）、公開保育（7 月～9 月）、相模原市ガイドラ

- インを活用した振り返り（2学期中）を実施。
- 計画へのアプローチ : 重点課題に基づき年間指導計画でのクラス目標を作成する。  
月案タイム（月1回：主幹・リーダー）
- 実践へのアプローチ : 保育ドキュメンテーション・保育の可視化展でのプロセスの共有。  
散歩のねらいを明確にし、学年ごとの園外保育と卒園遠足までの育ちのつながりを意識した取り組みを実践する。

### ○達成の視点

- 子どものことを生き生きと語り、子どもと共感し合いながら保育を楽しめたかどうか。
- 子どもの興味・関心を捉えて環境が変化し整えられたかどうか。
- 0歳児～5歳児クラスまでがねらいをもって散歩を楽しみ、豊かな戸外活動ができたか。
- 5学年の散歩のねらいが連続した子どもの育ちにつながっているか。

### ○確認の方法

- 園の自己評価（年度末に実施）
  - …幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づく自己評価シート
- 保育者の自己評価（毎月実施）
  - …月案に記入
- 日々の振り返り（クラスの振り返りタイムで実施）
  - …振り返り書式の活用

## 課題2 育てたい子ども像より「人とかかわる力」を育む保育

### ○達成するための取り組み方法

- 子どもの姿を捉え、認め、励まし、支える保育者の育成
  - 「横ならびの言葉がけ」に関する研修（2021年3月全体会）
  - 計画はクラスでの振り返りタイムで必ず共有し、子ども理解のための視点を捉え深めていく。
- 保護者との協働
  - 保護者支援の研修（2021年3月全体会）
  - 懇談会、キッズリー、すくすく成長記録、カシオペア祭

### ○達成の視点

- 子どもの育ち「調整力」「道徳性・規範意識」「協同性」

### ○確認の方法

- 期ごとの振り返り（カリキュラムマネジメントへ）

## Ⅲ 子育ての支援

地域性や園の人的・物的資源、園職員の専門性を十分に考慮し、地域において必要と認められる支援を適切に実施するように取り組んでいきます。親子が相互の交流を行う場で、子育てに関する保護者からの相談に応じ必要な情報の提供を行えるようにしていきます。

## 「子育て広場「ゆったりこ」

親子が安心して過ごせる空間と時間を保障していきます。園では発達を援助する技術や、子どもの発達過程や意欲を尊重しながら子ども自らが生活していく力を細やかに助ける技術を用いて、丁寧かつ具体的に相談に応じ、必要な情報提供を行っていきます。子どもと関わる喜びや楽しさを共有し、保護者自らの子育てを実践する力の向上に役立てる存在となり、気軽に足を運び、保護者同士が互いに育児に関して話せる雰囲気大切にしていきます。

月	交流事業（毎月 1 回以上）	講座（3 回以上）
4	家庭でできるふれあいあそび シリーズ	
5	小麦粉粘土で遊ぼう	離乳食講座（生後 6 か月ごろまで） シリーズ
6	虫よけスプレー作り	
7	水遊び の楽しみ方	
8	夏の遊び	
9	感覚を育てる手遊び	離乳食講座（生後 6 か月から 1 歳まで）
10	身体を動かして親子で遊ぶ	発達体操
11	積み木作り	オルガネット演奏会
12	冬の飾り作り	ベビーマッサージ
1	連続 フェルト作りから小人さんへ シリーズ	
2	指あみ	
3	おままごとと手形 想像力	

### ○テラス開放日（週 1 回以上）

月・火 9時半～11時 予約なしで利用可とする（前年度より曜日を増やして実施します）

### ○育児相談

広場担当者がある時は随時受付（電話も可）

### ・子育て広場について

今年度は対面式・非対面式など感染症に対応していきます。「子どもとどうやってふれあっていけば良いの?」「どんなおもちゃを選べば良いの?」「離乳食はどうやって進めていくの?」「指しゃぶりが続くけど」など、開園当時から寄せられている保護者からの悩みに応え、乳幼児の発達特性を考慮した遊びを展開したり、子どもが喜ぶふれあい遊びや遊具を提供していきます。また、非対面の場合は動画なども交え、手作り玩具、身近にある素材で手作りできる飾りなど、季節を感じる体験を味わえ

るように工夫していきます。

ふれあい遊び、離乳食講座はシリーズにて発信していきます。また、相模女子大学教授トート・ガーボル氏による「発達体操」を計画し、親子が日頃の関わりの中で行なえる取り組みの紹介と、合わせて職員の研修を行うことで保育者自身が学びを深めていきます。ベビーマッサージも毎回定員となり、参加者より「癒される」などの好評をいただいています。各種講座は今年度も継続し、保護者に寄り添いながら子育ての支援の担い手となっていきます。



<p><b>事業の目的</b></p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満3歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう、教育を行うことを目的とします。家庭や地域社会と連携し、子育ての支援や地域社会の保育教育力向上のため貢献します。</p>					<p><b>保育時間など</b></p> <p>1号認定/8:30～13:00 ※R2年度は受入れなし 2・3号認定/7:00～18:00 (保育短時間認定 8:30～16:30) *延長保育時間/月～金 18:00～19:00 (満3歳以上は、教育課程に係る1日4時間年39週を下らない学校教育+その他の教育及び保育)</p>	
<p><b>事業運営方針</b></p>	<p>子どもひとり一人を大切に、保護者からも信頼され地域に根ざしたこども園を目指すことを運営の基本方針とし、安全で快適な環境、及び透明性のある施設運営の実現を図り、就学前の子どもの保育と教育が豊かなものになるよう努力する。</p>					<p><b>特に配慮すべき事項 発達・連続性と養護</b></p> <p>0歳から小学校就学前までの一貫した教育および保育を園児の発達や学びの連続性を考慮して展開していく。入園した年齢により集団生活の経験年数が異なる園児や在園時間の違いがあることを踏まえ、園と家庭や地域との連続性を確保し園児の生活が安定するよう配慮する。また、多様さから学びが起りこ深まるように努める。乳幼児期の特性や地域・家庭の実態を踏まえ、他の保育施設との連携や引き継ぎ、発達の連続性を考慮した環境構成に留意する。満3歳未満児の個人的指導、満3歳以上児の集団教育に加え、異年齢児の触れ合いの時間ももつ。また、集中して遊ぶ場やくつろぐ場の調和を図る。養護は生命の保持と情緒の安定を図りながら教育・保育を展開する他、特別な配慮を要する園児の指導に努める。</p>	
<p><b>法人理念(基本理念)</b></p>	<p><b>共生と自立</b></p>					<p><b>教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標について</b></p> <p>教育・保育の基本については要領の4つの事項を重視する。左記(1)～(4)の目標は生活を通して、生きる力を育成するように認定こども園法第9条に規定する教育及び保育の目標の達成に努める。</p>	
<p><b>保育理念</b></p>	<p>感じたことを自ら考え、自らの意志を行動に結びつけることが育まれる保育を実現します。 誰もが受け入れられ、そこに集う者たちのふさわしい場をつくり、誰もが生きる希望を持てる社会を実現します。</p>					<p><b>教育及び保育の基本</b></p> <p>(1) 活動体験を十分に積み重ねること (2) 養護による自己発達の考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開 (3) 遊びを通じた指導を中心として5領域のねらいを達成 (4) 園児一人一人の発達の課題に即した指導→カリキュラム・マネジメントの徹底</p>	
<p><b>子ども像 園の教育・保育目標</b></p>	<p>しなやかにたくましい心と体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心も体も健やかな子</li> <li>豊かな感性と創造性のある子</li> <li>生活体験と遊びを通じ自分自身と世界を信頼し生きていく力がある子</li> </ul>					<p><b>教育・保育方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>養護の行き届いた環境のもとで様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る</li> <li>一人ひとりの子どもの育ちを大切に、発達特性や過程に応じ、園児が主体的に活動できる体系的、組織的な教育を行う</li> <li>常に保護者と成長の喜びを共感し合い、協力し合って教育保育をしていく</li> <li>異年齢交流の中での育ち合いや伝え合い(まねる、伝承)を大切にする</li> </ul>	
<p><b>子どもの教育及び保育目標 (学年の重点) ●年間指導計画</b></p>	<p><b>乳児保育</b></p> <p>生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ</p>	<p><b>1歳児</b></p> <p>行動範囲が広がり探索活動を盛んにする</p>	<p><b>2歳児</b></p> <p>象徴機能や想像力を広げる</p>	<p><b>3歳児</b></p> <p>身近な仲間や自然等の環境と積極的にかかわり、意欲を持って活動する</p>	<p><b>4歳児</b></p> <p>信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする</p>	<p><b>5歳児</b></p> <p>集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる</p>	<p><b>■小学校以上との接続に鑑みて</b></p> <p>育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものである。また、この資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングが用いられる。</p>
<p><b>■養護 (保育教諭が行う事項)</b></p>	<p>年齢</p> <p>乳児</p>	<p>1歳児(満1歳以上)</p>	<p>2歳児(満3歳含む)</p>	<p>3歳児</p>	<p>4歳児</p>	<p>5歳児</p>	<p><b>■幼児期の終わりにまで育ててほしい「10の姿」</b> 第2章のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれた園児の修得時の姿であり、保育教諭等が指導を行う際に考慮する。10項目とそれに対応した46細目がある。</p> <p><b>■教育・保育において育みたい資質・能力【3本の柱】</b> 教育及び保育の基本を踏まえ、「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力の3本の柱を一体的に育むよう努める。これは第2章のねらい及び内容に基づく活動全体で育むものである。</p>
<p>◎ねらい及び内容並びに配慮事項 (この教育は●教育課程に係る1日4時間、年39週を下回らない学校教育のこと)</p>							
<p><b>◎教育及び保育 (園児が環境に関わって経験する事項)</b></p>	<p>(乳児)三つの視点</p> <p>健康</p> <p>人間関係</p> <p>環境</p> <p>言葉</p> <p>表現</p>	<p>健康</p> <p>人間関係</p> <p>環境</p> <p>言葉</p> <p>表現</p>	<p>健康</p> <p>人間関係</p> <p>環境</p> <p>言葉</p> <p>表現</p>	<p>健康</p> <p>人間関係</p> <p>環境</p> <p>言葉</p> <p>表現</p>	<p>健康</p> <p>人間関係</p> <p>環境</p> <p>言葉</p> <p>表現</p>	<p>健康</p> <p>人間関係</p> <p>環境</p> <p>言葉</p> <p>表現</p>	<p>ア 健康な心と体 イ 自立心 ウ 協同性 エ 道徳性・規範意識の芽生え オ 社会生活との関わり カ 思考力の芽生え キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現</p>
<p><b>主な園行事(日常の節目としての行事設定)及び園事業</b></p>							
<p><b>●年間予定、行事計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入園の集い・進級お祝いコンサート</li> <li>春のおまつり</li> <li>端午の節句</li> <li>さつまいもの苗植え</li> <li>幼児遠足</li> <li>じゃが芋パーティー</li> <li>夏のおまつり</li> <li>プール遊び</li> <li>カシオペア祭</li> <li>お月見</li> <li>運動遊び</li> <li>秋のおまつり</li> <li>交通安全教室</li> <li>防犯講習</li> <li>りんごの庭</li> <li>冬のおまつり</li> <li>お楽しみ会</li> <li>餅つき</li> <li>新年お茶会</li> <li>豆まき</li> <li>卒園遠足</li> <li>ひなまつり</li> <li>ひなざくパーティー</li> <li>卒園式</li> <li>卒園児を送る会</li> </ul> <p>※誕生会は一人生日と同日の誕生日を実施 ※感染症対策をしながらの実施においては、子どもの育ちや子育ての支援の目的やねらいを達成するための対面・非対面等の方法を検討する</p>	<p>園児の生活全体を豊かにするために家庭との連携を密に図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入園説明や個人面談による状況把握</li> <li>懇談会、キッズパーク、しおり・HP等による園の情報提供にて互いの情報を共有する</li> <li>教育及び保育の全体計画やおたより、保育ドキュメンテーション、連絡帳、すくすく成長記録(幼児)による教育保育の説明を丁寧に行う</li> <li>食物アレルギー児の情報共有、連携</li> <li>長期的な休業や家庭で過ごす園児への配慮、家庭との連携(電話面談、教材の配布等)</li> <li>保護者参加:災害時伝達訓練、懇談会、幼児遠足、引き取り訓練、運動遊び、保育ワーク、誕生会(幼児)、保育者参加(下半年)、保育者体験(下半年)</li> </ul> <p>※保護者参加行事に関しては、リスク管理等の感染状況やみながら実施の有無や内容判断する</p>	<p>創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う。</p> <p>小学校教育への円滑な接続に向けてカリキュラムの改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園児と学校・児童の気軽な交流の場作り(散歩でのおたより交換)</li> <li>年長児の学校見学・交流会、園職員が「学校へ行く週間」に参加、学校職員の保育者体験の受け入れの機会の活用</li> <li>就学前への申し込み、幼保連携型認定こども園園児指導要録の送付</li> <li>保幼小中一貫教育に鑑み、教師との意見交換や合同研究の機会を図る(幼保小連携会議年2回)</li> </ul> <p><b>●アプローチカリキュラム</b></p>	<p>上記の「幼児期の終わりにまで育ててほしい姿」を踏まえ全体的な計画を作成するとともに、その実施状況を評価し改善するなど、園全体の教育及び保育活動の質の向上を図る。</p> <p>園児の評価にあたっては良さと可能性を把握するとともに、その評価の妥当性も考える。また小学校への引き継ぎとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すくすく成長記録</li> <li>保育経過記録</li> <li>指導要録</li> </ul>	<p>カリキュラム・マネジメントと園児の理解に基づいた評価</p>			
<p><b>★健康支援</b></p> <p>年間計画をたて、健康支援(状態把握・増進・疾病対応)を図る</p> <p><b>●保健計画</b></p> <p>目的「生活リズムを整え、丈夫な体づくりと基本的な生活習慣や態度を身につけると共に、自分の健康に興味、関心を持ち、病気の予防などを通して命の大切さを学ぶ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年2回の嘱託医による健康診断(内科・歯科)、年1回の尿検査</li> <li>期ごとの目標と配慮・留意点(保育との連携)</li> <li>環境整備(毎月)、年2回の学校薬剤師による環境衛生検査</li> <li>保護者への保健指導…生活指導、保健指導、家庭支援(保健だよりの配慮他)</li> <li>職員への健康管理…年1回の職員健康診断および毎月の検便、職員研修</li> <li>職員への健康管理…年1回の職員健康診断および毎月の検便、職員研修</li> <li>感染症対策</li> <li>園児の保健衛生、健康管理(市の健診マニュアルに基づく身体測定や発育発達の定期的な把握他、園医との連携 他)</li> <li>保健衛生管理…日常清掃、玩具の消毒、保健所立ち入り検査(年1回)、定期清掃(年3回) 他</li> <li>※感染症対策ガイドラインに基づく適切な対応の実施及び保護者との情報共有</li> <li>※保健衛生マニュアルの策定</li> <li>※新型コロナウイルス感染症対策(適切な手洗い・手指消毒・換気・マスクの着用の実施等)</li> </ul>	<p>5領域との相関性を構築する。</p> <p><b>●食育計画</b></p> <p>目的「食を営む力の基礎を培う～五感を使って楽しくたべよう～」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>0～5歳児の食育目標とねらいの作成</li> <li>行事食の提供</li> <li>厨房や地域との連携(保護者や地域と連携した食に関する取り組み、栄養バランスを考えた完全給食の提供、食物アレルギーのある園児に対する除去・代替食の提供、手作りおやつ等の提供、旬の食材や無添加・無農薬の食材を使った安心安全な給食づくり)</li> <li>幼児クラスのおやつづくり(調理)、親睦活動の実施</li> </ul> <p>※調理活動に関しては、新型コロナウイルス等感染症状況により中止の場合あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭支援(給食だよりの配布、発育や摂食等に関する相談への個別対応)</li> </ul>	<p>年間計画をたて、園内外の安全管理、事故防止を行う</p> <p><b>●安全計画</b></p> <p>目的「安全な教育・保育環境を確保するため、子どもの年齢・発達・場所・活動内容に留意し、事故の発生防止に取り組む」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園内、園外での安全への取り組み(保育との連携)</li> <li>災害への備え</li> <li>安全管理(点検、環境整備)</li> <li>家庭支援(安全に関する取り組みについて、おたよりや懇談会での発信)</li> <li>訓練、研修等</li> </ul> <p><b>●施設管理計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設内外の設備点検(年3回) 他</li> <li>※危機管理マニュアル、安全マニュアルの策定</li> <li>※大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく計画の作成</li> <li>※事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインに基づく安全管理、研修の実施(SIDS防止のための0～1歳児呼吸チェック、心臓蘇生・救急法、アレルギー児対応訓練、プール遊び監視研修)</li> </ul>	<p><b>●避難訓練年間計画</b></p> <p>目標「基本行動を身に付ける」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難訓練(火災、地震、不審者想定)の実施(毎月)</li> <li>消火訓練の実施(毎月)、水消火訓練の実施(職員年1回)</li> <li>大規模震災等知対応型訓練(保護者引き取り訓練、年1回)</li> <li>水害訓練(年1回)</li> <li>通報訓練(年2回)</li> <li>Jアラート訓練</li> </ul> <p><b>●施設管理計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常点検(毎日)、消防自主点検(年2回)・外部業者による法定点検(年2回)</li> <li>※防災連携園との連携と災害時乳幼児ステーションの開設</li> <li>※消防署による視察</li> <li>※安全マニュアルの策定</li> <li>※被災時における対応と備蓄の整備</li> </ul>	<p><b>◆子育ての支援</b></p> <p>主幹保育教諭を中心として学校としての教育及び児童福祉としての保育並びに子育て支援の有機的な連携を図り、子どもの成長に資する、子育ての喜びが感じられるよう子育て支援に努める。また保護者における総合的な子育て支援を推進するとともに、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすよう取り組む。</p> <p><b>●子育ての支援</b></p> <p>地域性や園の人的・物的資源、園職員の専門性を十分に考慮し、地域において必要と認められる支援を適切に実施するよう取り組む。親子が相互の交流を行う場で、子育てに関する保護者からの相談に必要情報の提供を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園児の保護者支援</li> <li>地域の子育て支援:子育て広場「ゆったりこ」</li> </ul>			
<p><b>睡眠の確保</b></p>	<p>満3歳未満の園児については睡眠時間の個人差に配慮する。園児個々の発達や保育時間により、一律の睡眠時間にならないよう工夫し、安心して眠ることができる睡眠環境を整え確保し、体調不良や子どもの状態に応じて休息できるように配慮する。</p>			<p><b>特色ある教育と保育</b></p>	<p>シュタイナー教育による養護と教育が一体となった、豊かできめ細かい教育保育活動を展開。環境作りにおいて、あたたかさや本質の感じられる工夫(自然素材、手作り玩具、ガラス食器等)幼児クラスにおける曜日ごとの活動(身体づくり、音楽、水彩、手仕事、おやつ作り)と遊びによる総合的な学び、異年齢での育ち合い、素話、絵本、音楽、身体を通して表現活動</p>		
<p><b>自己評価等</b></p>	<p>定期的に自己評価を行い、職員間での共通理解を深め、目標達成に向けた改善を行う。また、ワーク型の研修や会議を重視し、多様な視点を取り入れながら、子ども理解を深め、子どもの育ちや気づきを共有し、意識的・体系的な取り組みにつなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育教諭等による評価(子どもの理解を軸とした日々の保育の振り返り)・相模原市幼児教育保育ガイドラインに基づく振り返り(2学期)・利用者へのアンケートの実施(カシオペア祭や子育て広場参加者他)</li> <li>園の自己評価の実施と公表(年度末)</li> </ul>			<p><b>研 修 ・ 会 議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●研修計画 「学びのシェア(具体的取り組みの提案)と取り組の実践」</li> <li>●監導研修・研修手帳の配布・園内外研修・自主研修・重点課題に応じた研修(公開保育、環境設定)</li> <li>●会議計画 「効果的かつ効率的な会議の実施」ファシリテーション</li> <li>●議案の事前入力、ファシリテーターによる活発な意見交換と5W1H役割の明確化、議事録の板書化</li> </ul>	<p><b>在園時間の長短 長時間保育への配慮</b></p> <p>園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮する。教育時間と保育時間の内容や展開について工夫し、集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和により、一日の自然な生活の流れを作り出す。睡眠時間等個人差に配慮し、一日の生活リズムを整え、家庭との生活の連続性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早朝・延長保育担当の配慮</li> <li>登園時間の異なる子どもへ対し、主体的な活動ややりたいことができる環境を作る。</li> </ul>		
<p><b>虐待防止</b></p>	<p>家庭における虐待や不適切な養育の早期発見報告通報及び職員による虐待の予防</p>			<p><b>情 報 保 護</b></p>	<p>認定こども園法と児童福祉の精神に基づいた教育保育事業を遂行する為、名前・生年月日・健康状態等の個人情報や当園の教育保育方針の範囲内で適切に扱う個人情報保護法、守秘義務に関する規定等を遵守し、個人情報の適切な取り扱い、保護に努める。</p>		
<p><b>社会的責任</b></p>	<p>就学前の子どもに幼児保育を提供し、地域における子育て支援を実施する。</p>			<p><b>人 権 尊 重</b></p>	<p>基本的人権(宗教、国籍等を含む)を尊重する。児童の最善の利益を考慮する。児童及び保護者を個人として尊重する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相模原市教育保育ガイドライン「人権」を用いた自己評価とグループワーク研修</li> </ul>		
<p><b>情報公開・説明責任</b></p>	<p>本園が実施している教育保育内容に関する事項について、情報を開示する。また、円滑に利用できるように、一方的な説明でなく、わかりやすく丁寧な説明をする。</p>			<p><b>支 援 保 育</b></p>	<p>インクルーシブな保育の実現を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内コーディネーター研修、支援保育に関する園内研修</li> <li>個別支援計画の作成</li> <li>ケース会議(コーディネーター会議含む)</li> <li>振り返りでの子ども理解、CDによるフォロー</li> <li>発達相談</li> </ul>		
<p><b>苦情処理・解決</b></p>	<p>苦情解決責任者の下に、苦情解決担当者を決め、苦情受け付けから解決までの手続きを明確化する。苦情を通して、自らの教育保育や保護者への対応を振り返り誠意に対応する。</p>			<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領の各章とマークの対応 第1章=■ 第2章=◎ 第3章=★ 第4章=◆</p> <p><b>事業計画における各種計画=●</b></p>			
<p><b>R3年度重点課題</b></p>	<p>課題1:「面白そう」「やってみたい」と子どもの心が動く環境(物的・人的・事柄)作り</p> <p>課題2:育てたい子ども像より「人とかかわる力」を育む保育</p>						



認定こども園ピノ 2021年度 教育課程

《第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにする》

「非認知能力」「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の重視

年 齢	2歳(満3歳)児	3歳児	4歳児	5歳児	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	こども園/教育・保育において育みたい資質・能力	小学校以上/教科横断的・総合的に育成すべき様々な資質・能力					
教育目標(学年の重点)	象徴機能や想像力を広げる。	身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲を持って活動する。	信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする。	集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる。								
領 域	ね ら い	内 容			10項目(46細目は別表)	資質・能力の3本の柱	資質・能力の3本の柱					
健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。	●排泄の確立 ●運動、指先の機能の発達	●意欲的な活動 ●基本的生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲 ●安全で安定感のある行動	<b>ア 健康な心と体</b>  <b>イ 自立心</b>  <b>ウ 協同性</b>  <b>エ 道徳性・規範意識の芽生え</b>  <b>オ 社会生活との関わり</b>  <b>カ 思考力の芽生え</b>  <b>キ 自然との関わり・生命尊重</b>  <b>ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚</b>  <b>ケ 言葉による伝え合い</b>  <b>コ 豊かな感性と表現</b>	<b>個別の「知識及び技能の基礎」</b> ・基本的生活習慣の獲得 ・規則性、法則性、関連性等の発見、様々な気づき、発見の喜び ・身体感覚の育成・日常生活に必要な言葉の理解 ・身体的基礎や芸術表現のための基礎的な技能の基礎の獲得等	<b>個別の「知識や技能」</b> (何を知っているか、何ができるか)				
	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。 (1) 幼保連携型認定こども園の生活を楽しく、自分の力で行動することの充実感を味わう。 (2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもち、(3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。	●自己主張の表出 ●友達との関わりが増大	●自分でしようとする意志 ●道徳性の芽生えと平行遊びの充実	●仲間との深いつながり ●相手の思いへの気づき	●社会性の確立と自立心の育成 ●自分で考え自分で行動 ●友達と意思の共感				<b>「思考力、判断力、表現力等の基礎」</b> ・試行錯誤、工夫 ・予想、予測、比較、分類、確認 ・ほかの幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさ ・言葉による表現、伝え合い ・振り返り、次への見直し、自分なりの表現等	<b>「思考力、判断力、表現力等」</b> (知っていること、できることをどう使うか)		
	周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。 (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 (2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。	●自然事象への積極的な関わり	●身近な環境への積極的な関わり ●身近なものを大切にすること	●社会事象への関心の高まり ●工夫して遊ぶ楽しさ	●社会、自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ ●物の性質や仕組みへの興味と関心 ●数量、図形、標識、文字、国旗への関心						<b>「思考力、判断力、表現力等」</b> (知っていること、できることをどう使うか)	
	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育教諭等や友達と心を通わせる。	●言葉のやり取りの楽しさ	●言葉の美しさ、楽しさへの気づき ●生活の中での必要な言葉の理解と使用	●伝える力、聞く力の獲得 ●絵本や物語への親しみ	●文字や数字の獲得による遊びの発展 ●体験によるイメージや言葉の広がり							<b>「思考力、判断力、表現力等」</b> (知っていること、できることをどう使うか)
	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。 (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	●いろいろな素材を楽しむ	●自由な表現と豊かな感性の育ち ●感動体験を伝え合う楽しさ	●豊かな感性による表現 ●心を動かす出来事による想像力と感性の獲得	●ダイナミックな表現 ●感動の共有 ●体験を通じた表現							
教育及び保育の内容の工夫を図る。 園児と小学校の児童の交流の機会を活用する 小学校の教師との意見交換や共同の研究の機会を活用する ※感染対策のため実施されない場合は、おたより交換やアプローチカリキュラムの送付等を活用し取り組みの共有を図る	満3歳未満と満3歳以上の子どもが混在する中で一体的に教育及び保育が行われるという観点から、実際の教育及び保育の現場においては月齢差を考慮した関わりと見直しをもって園児と接する。	3歳児進級・入園児の環境の変化においては、基本的生活習慣の確立とともに集団生活の中でのきまりや他児との関わりに配慮する。幼児クラスとしての様々な活動の導入時期であり、丁寧な個別指導を行う。	4歳児クラスは、個を大切にしながら集団で活動する力へと結びつくように、子ども達主体の体験や異年齢交流を取り入れ、後期になったら対外的な行事への参加を積極的に行い、積極的な表現活動を促すようにする。	5歳児クラスでは小学校に向けて認知活動とともに非認知活動を深め、自立に向けて取り組む。例/荒馬、異年齢活動、ひなぎくパーティ等 ・アプローチカリキュラムの推進 ・小学校への要録提出	接続期 ・スタートカリキュラムの推進 ・幼保小連携会議 ・相模原市開催の教育大会への積極的な参加 ・小学校実務者との申し送り	※ねらいは、幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。 ※各領域は、これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。内容の取扱いは、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項である。 ※資質・能力の3本の柱は相互に関連し、例示は5領域の「ねらい及び内容」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」から主なものを取り出したものである。						
※小・中学校との接続に考慮し、自治体の教育施策を踏まえた園づくりを進め、保幼小中一貫教育の最初の教育及び保育の指導にあたる。	※カリキュラム・マネジメントに努める。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ全体的な計画を作成し、人的物的面の確保等をして、組織的、計画的に教育及び保育活動の質の向上を図っていくことを指す。	※幼児教育とは環境を通して行う教育をいう。発達に必要な体験、自発的な活動としての遊びは発達の基礎を培う重要な学習である。	※5領域のねらいは心情、意欲、態度を示しているが、本来は心情、意欲、態度等を5つの領域で教育しているということである。	※領域、育ってほしい姿、資質・能力も遊びを通じた総合的な指導によるものである。								
1号認定(満3歳以上で教育認定を受けた者)及び2号認定(満3歳以上で教育及び保育認定を受けた者) ※特別な配慮を必要とする園児に対する指導について、十分配慮する。※R2は1号認定の受け入れなし	<b>発 達 過 程 と ク ラ ス の 相 関 性</b>			0歳児クラス、1・2歳児合同クラス及び3歳児～5歳児の各1クラス計5クラスで保育をする。 3～5歳児は異年齢でのグループ編成と学年活動による育ちあい、学びあい。								
※指導の重点としては、学年の重点事項とともに、それぞれの個人の重点を定め、集団の中で幼児教育の指導を受ける。その際、共同作業をしながら友達等との人間関係や非認知スキルの育成に努めるように教育する。	<b>教育5領域との整合性</b>			幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章「ねらい及び内容並びに配慮事項」に鑑み、各領域が示す目的にそって教育及び保育を進める。その際、総則を前提とした配慮を行う。三つの資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングを用い、認知能力とともに非認知能力を大事にする。								
1日4時間(8時30分～13時00分) ※年間39週を下回らない。 ※園児一人一人の発達の理解に基づいた評価→職員の評価も含めた自己評価の確立。												

小規模保育事業 A 型  
保育園ナナ

2021 年度事業計画



## I 事業計画作成にあたり

昨年度の事業計画を振り返りながら、どのような保育者が必要か、どのような子どもを育てていきたいのかを皆で話し合いました。もっと子どもの気持ちに寄り添いたい、もっと一緒に日々の生活を楽しみながら子どもの育ちを保育者・保護者で共有したいという保育者の思いが語られる中「子ども理解」という言葉がたくさん出てきました。

「子ども理解」を深めることは、私たち保育者の専門性が高まり、質の向上へと繋がっていきます。昨年度は、連携施設認定こども園モモより多くの提案や助言により、活発な議論の場を多く持ちました。保育者同士で、子どもたちの日々の様子を語りあう時間が作れたことは、大きな財産です。考え続けるために自ら問を持ち、学び続けられる環境を整えながら教育・保育に努めていきます。

## II 2021年度の課題

### 課題1 「育ちの共有」

子どもの育ちを通しての保育者・保護者・連携施設との繋がり

○達成するための取り組み方法

「子ども理解」について

- ・PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)による実践。
- ・会議や日々の振り返り
- ・一人ひとりの育ちについての情報共有ノートの作成
- ・連携施設への行事参加や合同研修

○手立て

- ・計画…保育所保育指針・ガイドラインより、全体的な計画・年間計画・月案・週案の見直しを行い、見直しのある保育計画を作成  
園内研修計画  
連携施設との保育の連続性ある保育計画
- ・実行…計画に沿って、話し合いながら、日々の保育を行い、実践力を強化  
環境設定する。(衛生管理による清掃・危険予測による環境整備、育ちにあった玩具作り)



連絡帳・保育アプリ・HP に保育内容の発信、研修参加

- ・評価…会議や振り返り・計画書への記入・保育所における自己評価ガイドラインの活用  
園内点検による評価(清潔に保たれているか・破損物はないか・危険個所の確認等)  
研修参加者による報告又は、園内研修実施による評価  
連絡帳や保育アプリに対する保護者の意見
- ・改善…改善策を実行する。できたことは、更なる課題を見出し、計画に反映させていく  
出来なかった、または改善策が見いだせないものに関しては、園内だけでなく保護者との面談や連携施設への相談、園外での研修などによる質問課題として取り組み、保育の質を高めるとともに、人材育成にもつなげていく。

○達成の視点

- ・子どもの育ちについて、保育者間・保護者・連会施設と語り合う楽しさが得られたか。
- ・教育・保育の可視化：自分の言葉で理念に基づき、語ることができたかどうか。

## 課題2 「園児の確保」

開かれた園づくり

小規模保育園の強みを活かし、子どもたちの生き生きとした生活を地域の方に発信していく

○達成するための取り組み方法

- ・保育の専門性を高める。
  - ① 乳幼児期の発達の理解を深める
  - ② 子どもの病気・怪我などの危機管理
  - ③ 保護者支援
  - ④ 地域資源を活かす
  - ⑤ 発信力を高める

○手だて

- ・課題1の取り組みにより、学びを深め、実践し、発信していく
- ・人・物・体験 この3つを活かした園の宣伝  
人…地域在住の職員による園の宣伝、ポスターやちらしづくり、地域行事への参加  
他施設との連携、  
物…ポスター、チラシの掲示や配布、HPの活用  
体験…子育てひろばの開催、連携施設の行事への参加

○確認の方法

- ・子育て広場参加人数が増えたかどうか
- ・定員をみたしたかどうか
- ・入所見学者の入園人数

### Ⅲ 地域子育て支援

「ナナであそぼう」

作年度から、自園独自で開催を始めた子育て広場です。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になる事が多く、開催できたのは2回でした。参加者は、また次も予約したいと言って、笑顔で帰られました。集いの場や子どもたちの遊び場が失われつつある中で、子どもたちの育ちをサポートし、地域の子育て家庭が安心して過ごせる場所・いつでも気軽に相談できる場所として、開催方法を工夫しながら、取り組んでいきたいと思えます。

目的：地域に開かれた子育て支援の実施

専門性を活かした子育て支援を積極的に行うよう努める

特に、預かる対象年齢が「0歳から2歳児」である為、同じ年齢での子育てにお悩みの方の助けになるよう取り組みます。

方法：一時保育の積極的な受け入れ(ただし、余裕型である為、定員割れしている時のみ)

独自の子育て広場開催 「ナナであそぼう」

→HP掲載での宣伝・自治会掲示依頼・チラシ作り(散歩時に職員が配布)・ポスター掲示

保育者：積極的な挨拶・自治会行事への参加・地域清掃

法人の人間としての自覚を持ち行動する。利用者は、地域の方である為、ナナの存在を一緒に宣伝してくださる協力者となってくださるよう、日々の関りや、保育内容の充実を図り、子どもたちの育ちを共有しながら、私たち保育者の質の向上を目指します。

<子育て広場実施日程> 各月土曜日開催 同時に見学・育児相談も可

開催時間：10:00～11:00

4月	ふれあい遊び	10月	お芋ほり
5月	春の手仕事 (こいのぼり作り)	11月	秋の手仕事 (自然物を使って)
6月	短冊作り(自然物で和紙染)	12月	冬の手仕事 (羊毛に触れよう)
7月	水遊び	1月	ベビーマッサージ
8月	夏の手仕事 (染め物体験)	2月	人形劇
9月	ベビーマッサージ	3月	わらべ唄

・園庭開放：開催時間の中で、開放致します。



保育園ナナ 2021年度保育の内容に関する全体的な計画 (編集作成:園長 木下久乃)

<p><b>事業の目的</b></p>	<p>心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、保育所保育指針に掲げる目標が達成されるよう教育を行うことを目的とします。</p>			<p><b>法人理念</b></p> <p>「共生と自立」 園児:集団生活の中で楽しく、健やかに生き、生活習慣を身につけていく 職員:チームワークを持って仕事に励み、創造性を持ち、自己啓発すること</p>		
<p><b>保育方針</b></p>	<p>・養護の行き届いた環境のもとで様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る ・一人ひとりの子どもの育ちを大切に、発達特性や過程に応じ、園児が主体的に活動できる体系的、組織的な教育を行う ・常に保護者と成長の喜びを共感し合い、協力し合って教育保育をしていく ・異年齢交流の中での育ち合いや伝え合い(まねる、伝承)を大切にす</p>			<p><b>保育理念(事業運営方針)</b></p> <p>感じたことを自ら考え、自らの意志を行動に結びつけることが育まれる保育を実現します。 誰もが受け入れられ、そこに集う者たちのふさわしい場を作り、誰もが生きる希望をもてる社会を実現します。</p> <p><b>園の保育目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心も体も健やかな子</li> <li>・豊かな感性と創造性のある子</li> <li>・生活体験と遊びを通して自分自身と世界を信頼し生きていく力がある子からだとあたまを使って遊んで学べる子(日進) 思いやりのある子ども(感謝)</li> </ul>		
<p><b>子どもの保育目標</b> (保育目標・保育の内容とともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)</p>	<p>乳児</p>	<p>生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ</p>	<p>1歳児</p>	<p>行動範囲を広げ探索活動を盛んにする</p>	<p>2,3号認定/基本保育時間 標準認定7:00~18:00 短時間認定8:30~16:30 延長保育時間 標準認定18:00~19:00 短時間認定 7:00~8:30 16:30~19:00</p>	
<p><b>■保育所保育に関する基本原則/役割目標</b></p>	<p><b>■保育の方法/環境</b></p>	<p><b>■保育所の社会的責任</b></p>	<p><b>■養護に関する基本的事項</b></p>	<p><b>■保育の計画と評価</b></p>	<p><b>■幼児教育を行う施設として共有すべき事項</b></p>	<p><b>■特に配慮すべき事項/発達の連続性と擁護</b></p>
<p>児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図る。保育に関する専門性を有する職員が、養護及び教育を一体的に行う。保護者支援及び地域の子育て支援等を行う。</p>	<p>健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、一人一人の発達過程に応じ、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育する。保護者を理解し適切に援助する。</p>	<p>人権に配慮する。子どもの人権を尊重し保育を行う。地域社との交流や連携を図り、保育の内容を適切に説明する。個人情報を適切に取り扱う。保護者の苦情解決を図るよう努める。</p>	<p>養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり。保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行う。養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育を展開する。</p>	<p>保育の目標を達成するため、方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえた保育の内容が組織的・計画的に構成され総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成する。これに基づき指導計画、保健計画、食育計画等を作成する。保育士等の自己評価、保育所の自己評価を行い、公表し、保育内容の改善を図る。カリキュラムマネジメントの構築にあたり、PDCAサイクルの実践を行う。</p>	<p>生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、保育の目標を踏まえ、資質・能力の3本の柱を一体的に育むよう努める。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、ねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮する。</p>	<p>入園した年齢より集団生活の経験年数が異なる園児や在園時間や多様性に配慮すると共に、多様さから学びが起るよう努める。発達の連続性を考慮した家庭や他の保育施設との連携や引継ぎ・満3歳未満児の個人的指導、異年齢児の触れ合いに時間を持つ。また、集中して遊ぶ場やつろく場の調和を図る。養護は生命の保持と情緒の安定をはかりながら教育・保育を展開する他、特別な配慮を要する園児の指導に努める。</p>
<p><b>■保育の目標</b></p>	<p>ア 子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す基盤を培う。 (ア) 生命の保持及び情緒の安定を図る (イ) 心身の健康の基礎を培う (ウ) 愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う (エ) 生命、自然及び社会への興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う (オ) 言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさを養う (カ) 豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う</p>					
<p><b>■養護(保育士が行う事項)</b></p>	<p>年齢</p>	<p>乳児</p>	<p>1歳児</p>	<p>2歳児</p>	<p><b>■異年齢保育の実践と配慮事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●年齢にあった発達の理解を踏まえての環境作り</li> <li>●感染症流行時の子ども職員配置の徹底</li> <li>●他クラスの子どもや保護者への支援の共有(10分会議にて)</li> <li>●異年齢保育の実践と共に学年の活動も保障する</li> <li>●異年齢活動による大きな集団での保育の大切さも知る</li> </ul>	
<p><b>◎ねらい及び内容並びに配慮事項(養護と教育は一体となって展開されることに留意)</b></p>						
<p><b>◎教育</b> (園児が環境に関わって経験する事項) ※乳児は3つの視点、幼児は5つの領域で区分されている。(基本的事項を十分に参照)  ※指針では乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。  ※子どもの発達や成長の援助をわらした活動の時間については、意識的に保育の計画等に位置付けて、実施する。なお、活動の時間については、保護者の就労状況等にに応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意して設定する。</p>	<p>(乳児) 3つの視点</p>	<p>乳児</p>	<p>(満1-3歳未満児) 5領域</p>	<p>1歳児</p>	<p>2歳児</p>	<p><b>■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目 ※連携園での幼児の取り組みにおいて10の姿がどのように実践されているかを知る。</b></p> <p><b>■教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱</b></p> <p>ア 健康な心と体 イ 自立心 ウ 協働性 エ 道徳性・規範意識の芽生え オ 社会生活の関わり カ 思考力の芽生え キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現</p> <p>イ 気付いたり、できるようになったことなどを思い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする 「<b>思考力、判断力、表現力等の基礎</b>」</p> <p>ウ 心情、意欲、態度等が育つ中で、よりよい生活を営もうとする 「<b>学びに向かう力、人間性等</b>」</p>
<p><b>★健康支援/状態把握・増進・疾病対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市の健診マニュアルに基づいた身体測定、頭囲・胸囲測定健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握及び園医との連携</li> <li>●年2回の嘱託医による健康診断(内科・歯科)内科健診1回目は、6/30までに行う</li> <li>●尿検査の実施</li> <li>●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応</li> <li>●子どもが自らの身体や健康に関心をもち、病気の予防など必要な活動を行う等の目的を達成する為に保健計画に基づき実践をしていく。</li> <li>●年1回職員健康診断及び毎月の検便(調乳担当者)</li> <li>●毎朝の健康チェック(検温と手洗い:保育者・利用者全員対象)</li> <li>●保健だよりの配信</li> <li>●家庭での健康状態の把握、保健指導(手洗いうがい、歯磨き・スキンケア等)</li> <li>●感染症の早期発見・早期対応、発生及び対応に関する情報提供</li> <li>●年間保健計画の作成</li> <li>●自治体や嘱託医からの早急な情報提供</li> </ul>	<p><b>★食育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●食を営む基礎を培うために食育計画に基づき実践をしていく。5領域との相関性を構築する。</li> <li>●栄養バランスを考えた給食の提供</li> <li>●食物アレルギーのある園児に対する除去・代替食の提供</li> <li>●全園児へ炊きたて米飯の提供</li> <li>●年間食育計画の作成</li> <li>●食物、菜園づくりの実施、収穫</li> <li>●年間の食育計画の作成</li> <li>●献立表配布</li> <li>●食育「ナナの食事」お便り配信</li> <li>●お膳のすく体づくり</li> <li>●定期的な給食の写真と内容についての配信</li> </ul>	<p><b>★環境、衛生・安全管理、事故防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施設内外の設備点検、用具等の清掃及び消毒、安全管理(庭木剪定、砂場消毒)</li> <li>●日常清掃、子ども及び職員の清潔保持</li> <li>●感染症対策ガイドラインに基づく適切な実施及び保護者との情報共有</li> <li>●年間安全計画の作成</li> <li>●事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインに基づく安全管理、研修</li> <li>●SIDS防止のための呼吸チェック(0~1歳児)</li> <li>●防火訓練、職員のみ実施の心肺蘇生・救急法 アレルギー児対応訓練</li> <li>●ヒヤリ・ハットの共有</li> <li>●水遊び実施前に職員による安全防止策の周知</li> <li>●アレルギー児対応マニュアル、危機管理マニュアル、安全マニュアル、衛生管理マニュアルの周知徹底</li> <li>●感染対策委員会の設置(連携園と一緒に)</li> </ul>	<p><b>★災害への備え</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難訓練(火災、地震、水害、不審者想定)の実施(毎月)</li> <li>●消火訓練の実施(毎月)、水消火訓練の実施(職員年1回)</li> <li>●大規模震災予知対応型訓練(保護者引き取り訓練、年1回)</li> <li>●防災連携園交流・合同訓練、災害時乳幼児ステーションの開設</li> <li>●消防署による視察</li> <li>●日常点検(毎日)、自主点検(年2回)、外部業者による消防設備点検、(年2回)</li> <li>●被災時における対応と備蓄</li> <li>●※年2回外部業者による消防設備点検</li> <li>●通報訓練(年2回)の実施</li> <li>●総合施設による避難訓練(年2回)の実施</li> <li>●備蓄品の確保と整備</li> <li>●自治体からの早急な情報提供</li> <li>●入園説明会・懇談会を通し、しおりの内容を確認しながら口頭でも十分に周知していく</li> </ul>	<p><b>◆子育ての支援</b></p> <p>教育及び児童福祉としての保育並びに子育て支援の有機的な連携を図り、子どもの成長に気付く、子育ての喜びが感じられるよう子育て支援に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育アプリ「キッズリー」の投稿</li> <li>●入園のしおり・パンフレットの配布</li> <li>●個別面談、保育参加、保育体験の随時参加受付</li> <li>●職員一人一人の研修状況の明確化とモチベーションアップのため園独自の研修手帳の作成し人材育成に取り組む。</li> <li>●市内で実施しているステップアップ研修を十分に活用することで、他園との交流や情報交換を通して、更なる質の向上を目指す。</li> <li>●相模原市幼児教育・保育ガイドライン活用を踏まえての園内研修</li> <li>●組織としてマネジメント</li> <li>●子育て相談</li> <li>●各種子育て講座の開催(連携園モモにて)</li> <li>●園独自の子育て広場開催</li> </ul>	<p><b>△職員への資質向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●質の高い保育を展開するため、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努める。</li> <li>●保育所職員に求められる専門性を理解し、保育の質の向上に向けた組織的な取り組みを行う。</li> <li>●職場研修、外部研修など体系的な研修計画を作成し、結果を活用する。</li> <li>●職員一人一人の研修状況の明確化とモチベーションアップのため園独自の研修手帳の作成し人材育成に取り組む。</li> <li>●市内で実施しているステップアップ研修を十分に活用することで、他園との交流や情報交換を通して、更なる質の向上を目指す。</li> <li>●相模原市幼児教育・保育ガイドライン活用を踏まえての園内研修</li> <li>●組織としてマネジメント</li> </ul>	
<p><b>睡眠の確保</b></p>	<p>●個々の発達や保育時間により、一律の睡眠時間にならないよう配慮する。 ●安心して眠ることができる睡眠環境を整え確保する。 ●体調不良や子どもの状態に応じて、休息できるように配慮する。 ●家庭と園での睡眠時間を保護者と共有し、必要な睡眠時間を確保する</p>					
<p><b>虐待防止</b></p>	<p>家庭における虐待や不適切な養育の早期発見報告通報及び職員による虐待の予防</p>					
<p><b>地域の実態に対応した保育事業と行事への参加</b></p>	<p>人的物的面の確保、保育士への確保により乳児保育を含む3歳未満児保育、一時保育(モモ・ナナ)の受け入れを推進し、対応する。地域性・専門性を考慮した講座開催、自治会事業(ゴミ清掃)、お祭り等の地域の行事に参加する(社会及び地域貢献) ●園の保育教育内容の説明や体験会(カンオペア祭・保育ウイーク) ●保育実習、中学生職業体験、インターンシップ(高校生)、学生ボランティア、ふれあい体験の受け入れ ●地域の子育て支援としての育児相談 ●独自の子育て広場(ナナであそぼう)開催 ●世代間交流による地域行事の実践</p>			<p><b>特色ある教育と保育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●シユタイナー教育による養護と教育が一体となった、豊かできめ細かい教育保育活動を展開</li> <li>●環境作りにおいて、あたたかさや本質の感じられる工夫(自然素材、手作り玩具、ガラス食器等) ●一人ひとりの誕生日会 ●異年齢での育ち合い ●毎日同じリズムの繰り返しにより、安心して過ごせる環境設定</li> <li>●連携園との連続性のある保育内容の実施 ●総合施設内にある高齢者との世代を超えた日常的な関わり</li> </ul>	<p><b>研修計画</b></p> <p>施設全体の研修目的:法人理念-子どもの人権-シユタイナー教育-改定保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育保育要領の理論を学び実践する。その際、自園作成の研修手帳を使用(質の向上と自己評価・人事考課に反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全体会での全職員研修 ●児童福祉部キャリアパスに応じた、等級別の園内外研修 ●自主研修(保育士会・保育連絡協議会・自主勉強会・外部講師研修・オリエントミー・読書会など)</li> <li>●職員主体となった研修開催に実践(自ら学んだことを研修者となつて行う) ●連続性のある研修実施 ●オンライン研修の導入</li> </ul>	
<p><b>自己評価等</b></p>	<p>●園の自己評価(全体の反省による計画・教育課程への反映)の実施と公表 ●保育士の評価 ●自己チェックリストの実施と業務マニュアルの習得 ●利用者へのアンケートの実施 ●自己評価の共有と改善アクション ●第三者評価の理解</p>			<p><b>人権尊重</b></p> <p>基本的人権(宗教、国籍等を含む)を尊重する。児童の最善の利益を考慮する。児童及び保護者を個人として尊重する</p>	<p><b>情報保護</b></p> <p>保育所保育指針と児童福祉法の精神に基づいた教育保育事業を遂行する為、名前・生年月日・健康状態等の個人情報を当園の教育保育方針の範囲内で適切に扱う</p>	
<p><b>社会的責任</b></p>	<p>●園の評価(全体の反省による計画・教育課程への反映)の実施と公表 ●保育士の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施と業務マニュアルの作成・習得 ●利用者へのアンケートの実施 ●自己評価の共有と改善アクション ●第三者評価の理解</p>			<p><b>在園時間の長短長時間保育への配慮</b></p> <p>園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮する。教育・保育時間の内容や展開について工夫し、集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でつろく場との適切な調和により、一日の自然な生活の流れを作り出す。睡眠時間等個人差に配慮し、一日の生活リズムを整え、家庭との生活の連続性を確保する。 ●早期・延長保育担当の配置 ●登園時間の異なる子どもへ対し、主体的な活動ややりたいことができる環境を作る。</p>	<p><b>情報公開・説明責任</b></p> <p>本園が実施している教育保育内容に関する事項について、情報を開示する。また、円滑に利用できるように、一方的な説明でなく、わかりやすく応答的な説明をする。</p>	
<p><b>苦情処理・解決</b></p>	<p>苦情解決責任者の下に、苦情解決担当者を決め、苦情受け付けから解決までの手続きを明確化する。苦情を通し、自らの教育保育や保護者への対応を振り返り誠実に対応する。</p>					
<p><b>2021年度重点課題</b></p>	<p>・課題1「育ちの共有」子どもの育ちを通しての保育者・保護者・連携施設との繋がりを ・課題2「園児の確保」開かれた園づくり 小規模保育園の強みを活かし、子どもたちの生き生きとした生活を地域の方に発信していく</p>					